松崎町第5次総合計画

ー人ひとりが主役となり 活力とやすらぎと感動のあるまち



ごあいさつ



松崎町は、温暖な気候と豊かな自然環境の中、多くの先人たちが築き上げてきた歴史、文化を礎に、町民参加による花いっぱい運動への取り組みや地域コミュニティ活動などの推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、今日の松崎町を取り巻く社会経済情勢は大きく変動し、まちづくりにおいても大きな転換期を迎え、これからのまちづくりには、社会経済情勢の変化に的確に対応し、町民・地域・団体・行政などすべてのまちづくりの主体が、将来のビジョンを共有し、それに向かっていく必要があります。

そこで、このたび、これからの新しいまちづくりを展開するため、平成25年度から34年度までの10年間を計画期間とする「松崎町第5次総合計画」を策定いたしました。この新しい総合計画では、将来像を「一人ひとりが主役となり 活力とやすらぎと感動のあるまち」と掲げ、まちづくりの基本理念として「町全体が一体となって進める」や「安全・安心に暮らせる」、「松崎町の資源を活用する」に重点を置きながら、これからの時代に合ったまちづくりを進めてまいります。

今後は、本計画の将来像実現のため、町民の皆さまの主体的な参加と協力をいただきながら、町民の皆様が松崎町に住んでいて良かったと幸せを実感できるまちづくりに邁進してまいります。また、行政といたしましても行政運営を経営的な視点で取り組み、町民の皆様の満足度の高いまちづくりを進めてまいりますので、なお一層のご理解とご支援をお願いするものでございます。

おわりに、この計画の策定にあたり、ご協力を賜りました町議会議員、総合計画委員、関係各位並びに町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成25年3月

松崎町長 齋藤文彦

目次

第	1	部		総論	1
第	1	章		計画策定に当たって	1
	第	11	節	計画策定の趣旨	1
	第	21	節	計画の構成	2
	第	31	節	計画の期間	3
	第	4 1	節	計画の策定体制	4
第	2	章		松崎町を取り巻く社会潮流	5
	第	11	節	□ 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行	5
	第	2 î	節	ⅰ 持続可能な循環型社会の形成	5
	第	31	節	□ 雇用状況の変化	6
	第	4 1	節	高度情報化社会の進展	6
	第	5 Î	節	i 安全・安心への関心の高まり	7
	第	61	節	i 住民参画の拡大	7
	第	7 Î	節	i 地方分権の更なる進展	8
第	3	章		松崎町の現状と課題	9
	第	11	節	「 位置・沿革	9
	第	21	節	□ 人口・世帯の状況	.11
	第	31	節	□ 産業の状況	14
	第	41	節	i 町民意識	15
	第	5 Î	節	i 松崎町の課題	22
第	2	部		基本構想	24
第	1	章		松崎町の将来像	24
	第	11	節	i 基本理念	24
	第	2 Î	節	「 将来像	25
		3 1			
	第	41	節	i まちづくりの進め方	28
第	2	章		施策の大綱	
	第	11	節		
	第	2 Î	節		
	第	3 1	節		
	第	4 1	節	i 自然と調和し快適な環境が整ったまちづくり	30
	第	5 Î	節		
	第	61	節	i 多様な主体により協働で進めるまちづくり	31
第	3			重点プロジェクト	
	1			:り輝く人づくりプロジェクト	
	2	5	安	全・安心の住みよいまちづくりプロジェクト	36
	3	ţ	删.	域の魅力・資源活用プロジェクト	37

第4	部	基本計画	38
第1	章	地域が一体となった産業が盛んなまちづくり	38
第	1 飲	i 観光の振興	38
第	2 飲	「農林漁業の振興	40
第	3 飲	「 商工業の振興	42
第	4 飲	「 地域資源の活用	44
第2	章	健やか・安心に暮らせる福祉のまちづくり	46
第	1 節	「 地域福祉の充実	46
第	2 飲	i 高齢者福祉の充実	48
第	3 節	「 児童福祉の充実	50
第	4 節	i 障害者福祉の充実	52
第	5 節	「 保健活動の推進	54
第	6 飲	□ 医療体制の充実	56
第	7 飲	i 社会保障制度の充実	58
第3	章	防災・防犯対策が充実し安全なまちづくり	60
第	1 飲	i 消防・防災体制の強化	60
第	2 飲	i 交通安全・防犯対策の充実	62
第	3 節	i 安心な消費生活の充実	64
第4	章	自然と調和し快適な環境が整ったまちづくり	66
第	1 飲	i 調和のとれた土地利用	66
第	2 飲	i 環境保全と環境衛生対策の促進	68
第	3 飲	i 上下水道と温泉の整備	70
第	4 節	i 道路・交通網の整備	72
第	5 節	፣ 情報・通信基盤の整備	7 4
第5	章	未来を担う人材を育むまちづくり	76
第	1 節	「 生涯学習の充実	76
第	2 節	i 幼児教育の充実	78
第	3 飲	i 学校教育の充実	80
第	4 節	ī 青少年教育の充実	82
第	5 飲	i 文化活動の推進	84
第	6 飲	i 文化財の保護と活用	86
第	7 飲	i スポーツ・レクリエーションの振興	88
第6	章	多様な主体により協働で進めるまちづくり	90
第	1 飲	i 町民と行政の協働の促進	90
第	2 節	i 広域行政の推進	92
第	3 節	i 計画的な行財政運営	94
資料	編		96

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

「総合計画」とは、松崎町の最上位計画であり、松崎町の今後の方向性を 定めるものです。将来に向けたまちづくり*を、町民と行政の協力で実現する よう、町政運営の基本指針として策定しています。

ここでは、この「総合計画」策定に当たっての趣旨や構成、期間など、基本的な事項について載せています。

第1節 計画策定の趣旨

松崎町では、平成 15 年度から平成 24 年度までを計画期間とする「第4次総合計画」において、「豊かな自然と文化の薫るまち」を将来目標像として、参画と協力による成熟したまちづくりを進めてきました。

この間、松崎ブランド認定の開始・全国棚田(千枚田)サミット開催などの産業と連携した新たな観光への取り組みや、地区サロン*やボランティア団体が新たに立ち上げられるなど活性化が図られ、町民主体の取り組みへの成果が出てきています。

一方、近年の地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化*の進行や人口減少社会の到来、地方分権の進展、地球規模での環境問題の深刻化など刻々と進化しており、対応が求められる課題は高度化・多様化しています。

特に、平成23年3月の東日本大震災の発生を契機に、町民生活に最も身近な基礎自治体としての災害への備えやその対応に関する重要性は、一層高まっています。

このような状況に的確に対応していくためには、今後 10 年のまちづくりの基本的な方向性を明確にし、町民と行政が協働*でまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、松崎町の豊かな自然や文化など地域の資源を生かした安全・安心に暮らせる松崎町を目指し、「松崎町第5次総合計画(以下、「本計画」という。)」を策定しました。

^{*}まちづくり:誰もがより快適な生活が送れるように、ハード(建物や道路など)・ソフト(歴史や文化など)の両面からまちを良くしていくこと。近年では、行政と町民が共に取り組んでいくことが多い。

^{*}地区サロン:地域を拠点に町民が集い交流し、仲間づくりを行う取り組みのこと。

^{*}少子高齢化:出生率の低下により子どもの数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、65 歳以上の高齢者の割合が高まること。

^{*}協働:町民・地域・行政が、責任や役割を分担しながら、共通の目的を達成するため相互に協力して取り組むこと。

第2節 計画の構成

総合計画は、①将来像を掲げ政策を方向付ける「基本構想」、②施策を定める「基本計画」、③事業を展開する「実施計画」の3つの構成から成り立っています。

①基本構想

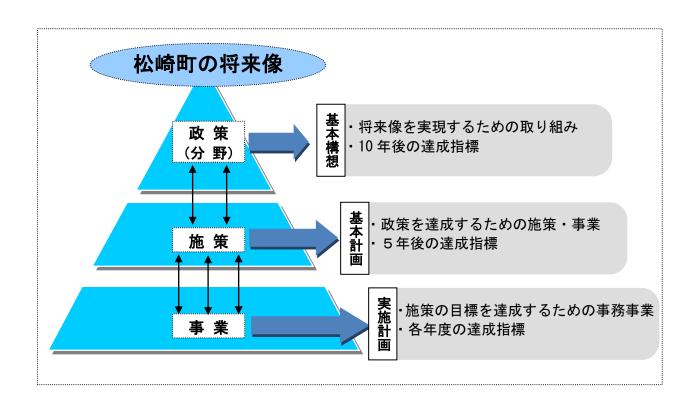
町民と行政が協働でまちづくりを進めていくための将来像を掲げ、その実現へ向けた進め方や政策、それに基づいた施策の大綱など、基本的な考え方を示すもので、目標年次を10年間とします。

②基本計画

基本構想に基づき、各政策を達成するための施策や主要事業の内容を示すものです。基本構想の10年間を前期基本計画(5年間)と後期基本計画(5年間)に分けて作成します。

③実施計画

基本計画に基づき、実施する事業を年度ごとに示したものです。社会情勢や財政 状況を勘案し、毎年度、見直し(ローリング*)を行います。

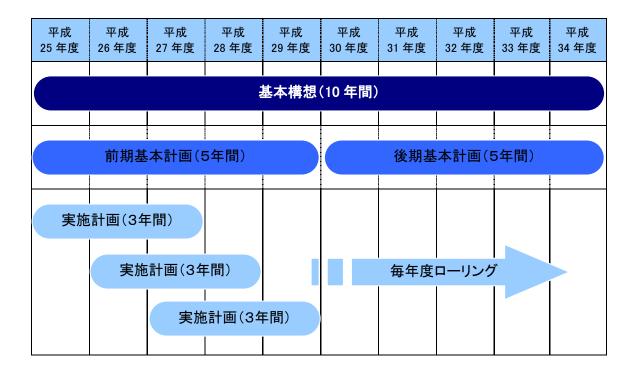


^{*}ローリング:施策・事業の見直しや部分的な修正を定期的に行っていく手法。

第3節 計画の期間

計画期間は、基本構想を10年間、基本計画を各5年間(前期基本計画と後期基本計画)とし、実施計画は毎年度見直しを行います。

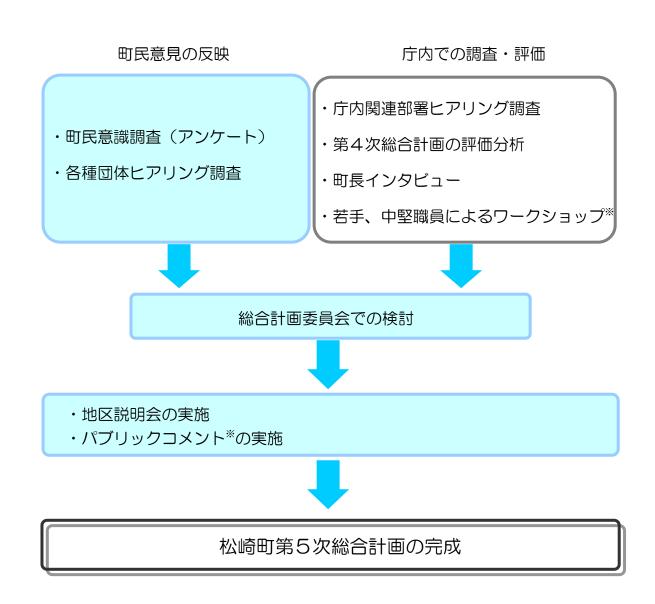
なお、計画の期間中においても、社会情勢の急激な変化などにより必要が生じた 場合、総合計画策定と同様の手続きにより見直しができるものとします。





第4節 計画の策定体制

本計画は、以下の工程により第4次計画の状況や町民の意見を把握した上で、総合計画委員会で検討し策定しました。



^{*}ワークショップ:講師から一方的に話を聞くのではなく、参加者が主体的に論議に参加し、相互に刺激し合い学び合う懇談の場。

^{*}パブリックコメント:行政が政策の立案などを行おうとする際に、その案を公表し、広く町民などから意見や情報を提出してもらう機会を設ける制度。

第2章 松崎町を取り巻く社会潮流

人口減少や少子高齢化の進行、地方分権の進展など、松崎町を取り巻く近年の日本の社会潮流について載せています。これらの社会潮流は、松崎町にも影響しているものであり、松崎町の現在の状況や今後の方向性を考える上でも、重要な背景となるものです。

ここでは、社会潮流として国全体の流れを示した上で、それらを踏まえ、 今後の松崎町で求められる方向性について載せています。

第1節 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

在会潮流(

日本は、平成 17年に総人口が初めて「自然減」に転じ、国の予想をはるかに 上回る速さで、人口減少が進んでいます。併せて、平均寿命の延伸による高齢者 の増加や、晩婚化・未婚化・家族観の変化などによる出生数の減少などにより、 少子高齢化が進行するなど、人口構造が大きく変化しています。

これらの変化に伴い、介護、医療、年金などに関する社会保障費の増大、労働 カ人口の減少による経済の縮小、更には、地域社会を支える若い担い手の減少に よるまちの活力の低下が懸念されます。

松崎町

全体

今後は、安心して子どもを育てることができ、生涯にわたって生きがいを持ちながら健康に暮らすことができる環境づくりが求められています。

第2節 持続可能な循環型社会の形成

社会潮流

これまでの大量生産・大量消費型の経済活動や生活様式によって、地球温暖化、 酸性雨や気象変動など、地球規模での環境問題が深刻化してきています。

また、住民一人ひとりの日常生活や企業活動は地球環境・エネルギー問題に大きく関連していることから、東日本大震災による原子力発電所の事故を一つの契機とし、身近な問題として取り上げられるようになってきています。

松崎町

今後は、地域のかけがえのない環境や、限りある資源を次世代へ引き継いでいくために、持続可能な循環型社会*の形成を目指し、町民・事業者・行政が、それぞれの立場で責任ある行動をとることが求められています。

^{*}循環型社会:これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」の形を改め、限りある天然資源を大切にしながら、持続的な発展のために地球環境を保全しエネルギーの大量消費や廃棄物の抑制に努め、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会。

第3節 雇用状況の変化

社会潮流 (国)

全体

アメリカに端を発した世界的な景気後退などの影響を受け、日本国内の景気は依然足踏み状態となっており、雇用の悪化が続いています。

また、これらの影響も受け、第1次*、第2次産業の割合が低下する一方で、 サービス業などの第3次産業の割合が年々高くなっており、その構造を大きく変 化させています。特に、農林業や製造業の衰退は、地域における雇用機会の減少 など、まちの活力や魅力の低下につながることが懸念されます。

松崎町

今後、経済・産業の動向を見据えながら、雇用の安定化を図るとともに、地域 固有の課題やニーズに対応して地域に密着した産業を振興するなど、適切な対応 が求められています。

第4節 高度情報化社会の進展

· 会潮流 (国全体

携帯電話やインターネットなどの急速な普及による高度情報化社会*の進展は、生活の利便性や産業の生産性が向上した一方、従来の人と人とのつながり方を含め、あらゆる社会生活に大きな変化をもたらしています。

一方で、インターネット回線の普及状況や、個々の習熟度の違いなどによる情報格差*の解消及び個人情報保護の徹底など情報セキュリティ*の強化が重要な課題となっています。

松崎町

今後は、これらの課題に留意しながら、より迅速で効率的なサービスの提供や情報発信へ技術を活用するとともに、地域社会においては防災や福祉をはじめとしたまちづくり活動に取り入れることで、町民・事業者・行政の三者がより多くの情報を共有・活用できるシステムの構築が求められています。

^{*}第1次産業、第2次産業、第3次産業:産業の分類の仕方で、第1次産業は農林業、漁業など、第2次産業は鉱業、建設業、製造業など、第3次産業は運輸業、卸売業、金融業、宿泊業、各種サービス業などをいう。

^{**}高度情報化社会:「情報」が他の資源と同じように価値を持ち、それらを中心として機能する社会の

^{**}情報格差:人によって放送・通信の情報量に差があること。また、情報技術を使いこなせる人と使いこなせない人の間に格差が生じていること。

[※]情報セキュリティ:情報への不正アクセス、情報の改ざんなどを防止すること。

第5節 安全・安心への関心の高まり

社会潮流(国全体

平成23年3月に発生した東日本大震災に見られるように、近年、想定を超え る地震や風水害などの自然災害が多発しています。特に、静岡県下においては、 発生が予測されている東海地震などの巨大地震に伴う被害を最小限に抑えるた めの、防災・減災対策への配慮が必要となっています。

また、自然災害に加えて、子どもや高齢者などが巻き込まれる事件・事故の増 加や、食品の安全性、新型ウイルスによる感染症の発生など、様々な分野で安全・ 安心に対する関心が高まっています。

松崎

今後は、自らができることは自らが行うことを基本とし、地域で互いに助け合 い・支え合いながら、松崎町が行う安全・安心のまちづくりに加え、町民が主体 となった地域づくりに取り組むことが求められています。

第6節 住民参画の拡大

社会潮流

国全体

社会の成熟化や価値観の多様化、社会への貢献意識の高まりなどにより、ボラ ンティア活動やNPO*活動などが活発化しています。

このような背景のもと、従来行政が担ってきた役割を、行政区(自治会など)、 NPO・ボランティア団体、企業などが担うようになってきており、住民参画は 拡大の傾向にあります。

松崎 **BT**

今後は、住民参画の動きを的確に捉え、個人や企業などの社会への貢献意識を 更に育むとともに、行政区などの地域に根ざした組織や、NPO・ボランティア 団体などの組織の更なる活性化が求められています。

^{*}NPO: Non Profit Organization の略で、行政や企業とは別に非営利での社会貢献活動や慈善活 動を行う市民団体のこと。

第7節 地方分権の更なる進展

社会潮流 (国全体

地方自治体の行政運営については、平成21年4月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律*」の全面施行に伴い、健全な財政を維持するための経営能力が問われるようになっており、より一層、効率的・効果的な行財政運営が求められています。

また、平成 23 年5月、8月に公布された地域主権改革一括法*により、国の法令で定めていた幾つかの基準が地方自治体の条例へ委任されることとなるなど、全国画一で中央集権的なものから、地方公共団体の責任・権限の範囲が大幅に拡大されてきています。

松崎町

今後は、地域の実情やニーズを踏まえたサービスの迅速かつ的確な提供を行う とともに、社会環境の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を進めていく など、地方自治体の独自性と主体性が求められています。



×

^{*}地方公共団体の財政の健全化に関する法律:地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、 財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための法律。

^{*}地域主権改革一括法:地域主権改革の一環として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第1次一括法が平成23年5月に、第2次一括法が平成23年8月に公布されたもの。

第3章 松崎町の現状と課題

社会全体の潮流を踏まえた上で、松崎町の現状と課題を見ていきます。 松崎町は、豊かな自然資源や古くからの文化資源などが数多くありますが、 社会全体の傾向と同様に、少子高齢化や人口減少が進みつつあります。 ここでは、このような松崎町の現状と課題について載せています。

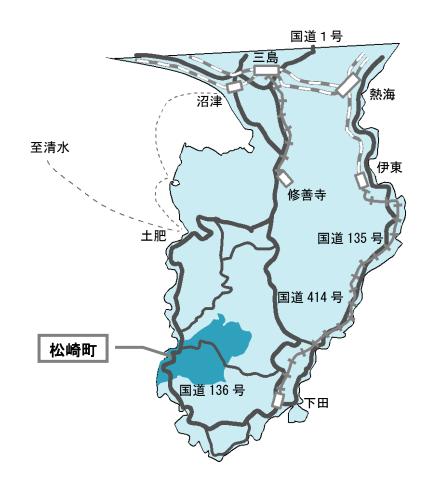
第1節 位置・沿革

1 位置と地勢

伊豆半島西海岸の南部に位置する松崎町は、北に西伊豆町、東は河津町と下田市、南は南伊豆町に接し北・東・南の三方を天城山系に囲まれ、西は駿河湾に面しています。

町域の約80%は山林原野が占めていますが、松崎町の中央を流れる那賀川、岩科川の流域には、約500haの耕地を有する伊豆西海岸最大の平野が形成されています。

また、風光明媚な海岸線は、富士箱根伊豆国立公園区域や名勝伊豆西南海岸文化 財指定地域に指定されるなど、自然豊かな景勝地が広がっています。



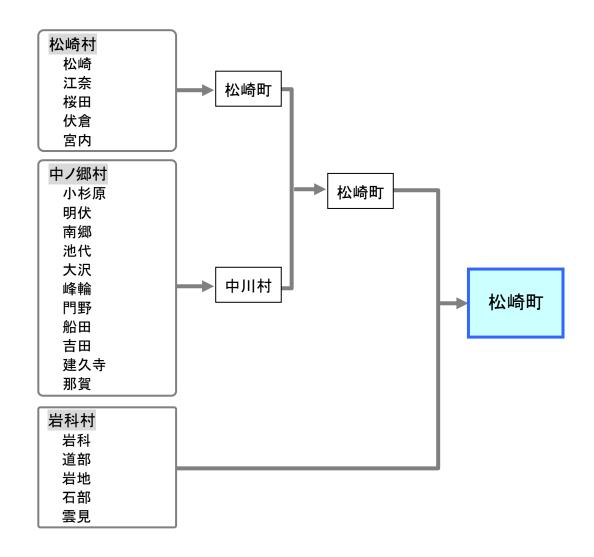
2 沿革

松崎町の区域は、古くは那賀郡に属し、中世には松崎郷・那賀郷・岩科郷が存在 しました。

江戸時代には幕府領、大名領地、旗本知行地として支配され、明治維新後は当初 韮山県、次いで足柄県に属し、明治9年には静岡県に属するようになりました。

明治 12 年郡制施行の際は、那賀川右岸 10 力村は那賀郡、左岸 11 力村は賀茂郡に属しました。その後、明治 22 年の町村制施行により松崎・江奈・桜田・伏倉・宮内の 5 力村は松崎村、小杉原・明伏・南郷・池代・大沢・峰輪・門野・船田・吉田・建久寺・那賀の 11 力村は中ノ郷村、岩科・道部・岩地・石部・雲見の 5 力村は岩科村として発足しました。

その後、中ノ郷村は明治 24 年に中川村と改称し、松崎村は明治 34 年町制を施行して松崎町と改称、昭和 30 年 3 月 31 日松崎町と中川村が合併して新たに松崎町として発足し、翌 31 年 6 月 1 日岩科村と合併して現在の松崎町となりました。



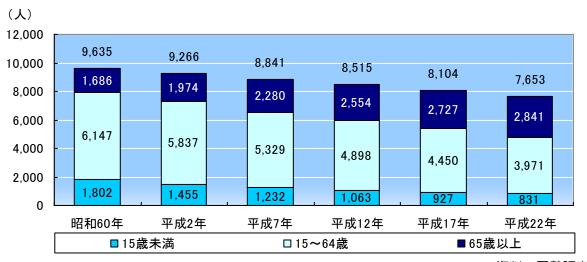
第2節 人口・世帯の状況

1 人口の動向

3区分別人口の推移を見ると、総人口は減少傾向にあり、平成 22 年時点では 7,653 人と、平成 17 年に比べ 451 人減少しています。

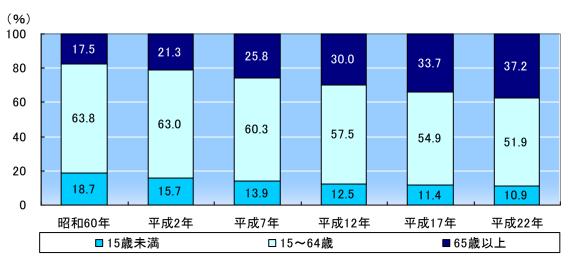
また、3区分別人口割合の推移を見ると、65歳以上の高齢化率が昭和60年には17.5%だったものが、平成22年には37.2%と2倍以上になっています。一方、15歳未満、15~64歳の割合は減少しており、少子高齢化の進行が伺えます。

■3区分別人口の推移



資料: 国勢調査 ※平成 22 年は年齢不詳が 10 人いるため合計数と内訳が合わない

■3区分別人口割合の推移

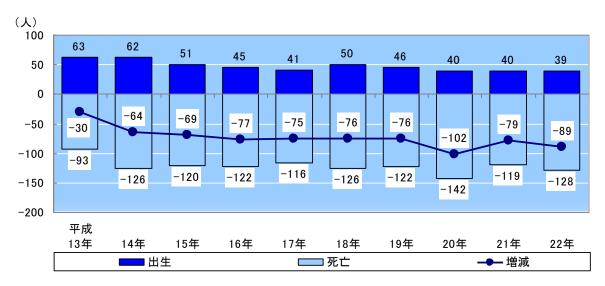


資料:国勢調査

人口動態*について、自然動態*の推移を見ると、死亡数が出生数を上回っており、 毎年70人以上の減少が続いています。

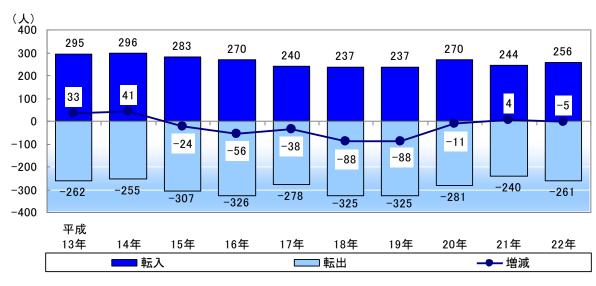
また、社会動態*の推移を見ると、転出数が転入数を上回っている年が多く、おおむね減少が続いています。

■自然動態の推移



資料:静岡県統計年鑑

■社会動態の推移



資料:静岡県統計年鑑

※人口動態:一定期間中における人口の変動の状態。出生・死亡・結婚・移動などがその要因。

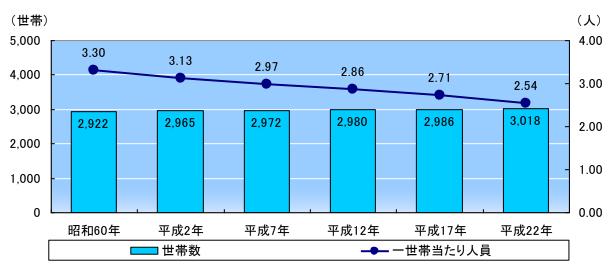
*自然動態:人口増減要因のうち、出生と死亡によるもの。 *社会動態:人口増減要因のうち、転入と転出によるもの。

2 世帯の動向

世帯数及び一世帯当たり人員を見ると、総人口の減少が続いている一方、世帯数については微増傾向にあり、平成22年で3,018世帯となっています。

それらの影響から、一世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成 22 年では 2.54 人となっています。

■世帯数及び一世帯当たり人員



資料:国勢調査



第3節 産業の状況

産業構造の推移を見ると、生産年齢人口*の減少に伴い就業者数が減少しており、 平成 22 年には就業者総数が 3,573 人と、平成 17 年から 390 人の減少となっています。

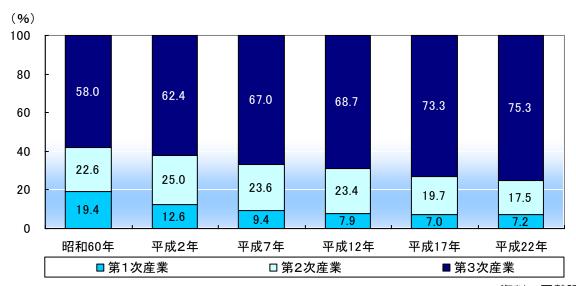
産業構造割合の推移を見ると、近年第3次産業は増加傾向にある一方、第1次産業、第2次産業は減少傾向にあります。

■産業構造の推移



資料:国勢調査

■産業構造割合の推移



資料:国勢調査

[※]生産年齢人口:年齢別人口のうち、労働力の中核となる15~64歳の人口層のこと。

第4節 町民意識

町民の現在の生活環境や将来のまちづくりの方向性についてのご意見をお聞き し、新しい総合計画をつくるための基礎資料とするため、町民意識調査を実施しま した。

平成23年調査概要(第5次総合計画策定のための調査)

■調査設計

(1)調查地域:松崎町全域

(2)調査対象:無作為抽出による18歳以上の町民 1,500人

(3) 調査期間:平成23年8月3日~8月22日

(4)調査方法:郵送による配布・回収

■回収結果

配布数	回収数	回収率
1,500 件	685 件	45.7%

平成 19 年調査概要 (第4次総合計画後期基本計画策定のための調査)

■調査設計

(1)調查地域:松崎町全域

(2)調査対象:無作為抽出による18歳以上の町民 1,000人

(3) 調査期間: 平成19年7月3日~7月20日

(4)調査方法:郵送による配布・回収

■回収結果

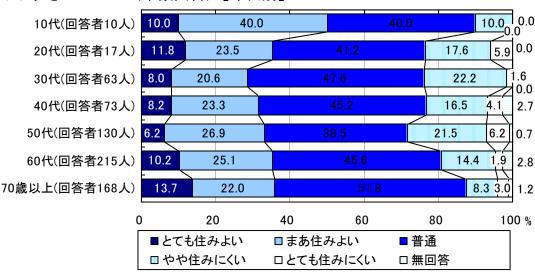
配布数	回収数	回収率
1,000 件	653 件	65.3%

住みやすさと定住意向

住みやすさについて見ると、いずれの年代も約3割以上が『住みよい(「とても 住みよい」と「まあ住みよい」を合わせたもの)』、約4割以上が「普通」となって います。また、20代から50代では『住みにくい(「やや住みにくい」と「とても 住みにくい」を合わせたもの)』が2割を超え多くなっています。

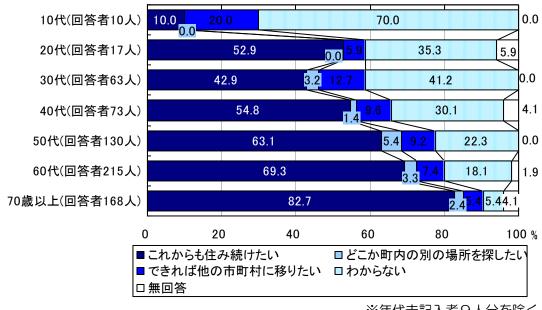
今後の居住意向について見ると、40代以降年代が上がるほど「これからも住み 続けたい」が多くなっています。

■住みやすさについて(単数回答)【年代別】



※年代未記入者9人分を除く

■今後の居住意向(単数回答)【年代別】

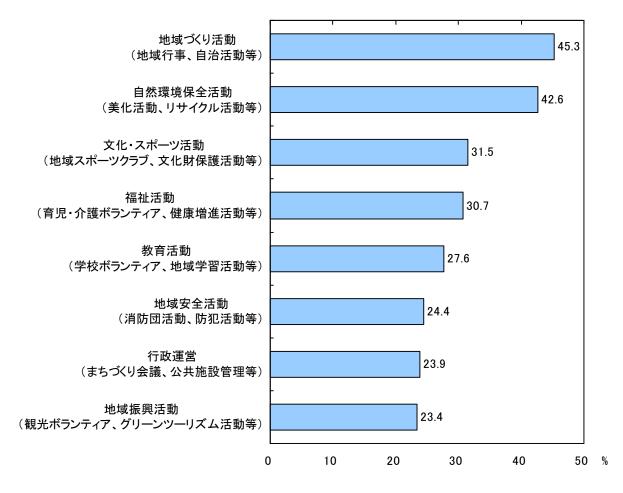


※年代未記入者9人分を除く

2 まちづくりへの参加意向

まちづくりへの参加意向を見ると、「地域づくり活動」への参加意向が45.3%と最も多く、次いで「自然環境保全活動」が42.6%、「文化・スポーツ活動」が31.5%、「福祉活動」が30.7%となっています。

■まちづくりへの参加意向(複数回答)

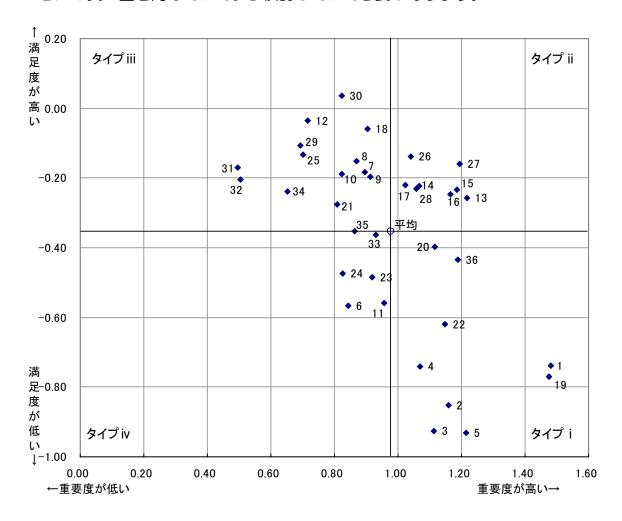


3 施策への満足度・重要度

これまで実施してきた施策の満足度や重要度について、「満足」から「不満」、「重要」から「重要でない」までそれぞれ5段階で評価してもらいました。その結果を点数化し散布図に表し、下記の通り4つの区分に分類しました。

この点数が高いものほど満足あるいは重要と感じており、反対に点数が低ければ満足していないあるいは重要ではないと感じていることになります。

特にタイプiは、重要度が高いにも関わらず満足度は低いため、今後優先してサービスの質・量を高めていくよう検討していく必要があります。



■ 4 つの区分

_		
4	タイプ i	重要度が高く、満足度は低いため、今後優先してサービスの質・量を高めていくべき項目
4	タイプ ii	重要度が高く、満足度も高いため、サービスの質の維持を図るべき項目
4	タイプiii	重要度が低く、満足度は高いため、他の取り組みを優先しつつ、サービスの質の維持を図るべき項目
4	タイプiv	重要度が低く、満足度も低いため、他の取り組みを優先しつつ、サービスの質を高めるべき項目

■4つの区分別該当施策

タイプ i	マイプ i 重要度が高く、満足度は低いため、今後優先してサービスの質・量を高めていくべき項				
	1 観光の振興	19 医療体制の充実			
	2 農林漁業の振興	20 社会保障制度の充実			
	3 商工業の振興	22 道路・交通網の整備			
	4 地域のマーケティング推進	36 計画的な行財政運営			
	5 新産業の創造				
タイプ ii	重要度が高く、満足度も高いため、サービスの質	の維持を図るべき項目			
	13 消防・防災・町土の保全	17 障害者福祉の充実			
	14 地域福祉の充実	26 幼児教育の充実			
	15 高齢者福祉の充実	27 学校教育の充実			
	16 児童福祉の充実	28 青少年教育の充実			
タイプ iii	重要度が低く、満足度は高いため、他の取り組みる	を優先しつつ、サービスの質の維持を図るべき項目			
	7 環境衛生対策の促進	25 生涯学習の充実			
	8 上下水道と温泉の整備	29 文化活動の推進			
	9 環境保全の促進	30 文化財の保護と活用			
	10 景観と住居地域の整備	31 スポーツ・レクリエーションの振興			
	12 交通安全・防犯対策の充実	32 国内外の交流促進			
	18 保健活動の推進	34 男女共同参画社会の推進			
	21 健全な消費生活	35 広域行政の推進			
タイプ iv	重要度が低く、満足度も低いため、他の取り組み	を優先しつつ、サービスの質を高めるべき項目			
	6 調和のとれた土地利用	24 IT(情報技術)の活用			
	11 公園・緑地の整備	33 町民と行政の協働の促進			
	23 情報・通信基盤の整備				

■点数化の方法

O点
O点
- 2 点
•

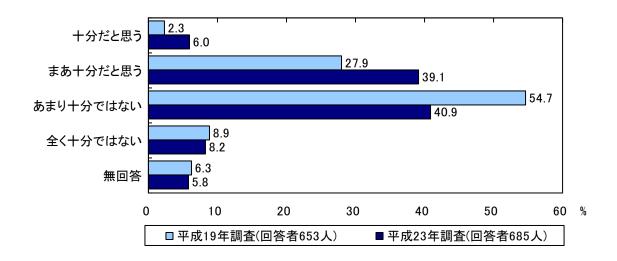
4 行政の取り組みに対する満足度

行政情報の提供や公開については、『十分だと思う』(「十分だと思う」と「まあ十分だと思う」を合わせたもの)が45.1%であるのに対し、『十分ではない』(「全く十分ではない」と「あまり十分ではない」を合わせたもの)が49.1%と多くなっています。しかし、経年比較で見ると、平成19年調査と比較し、『十分だと思う』が増加しています。

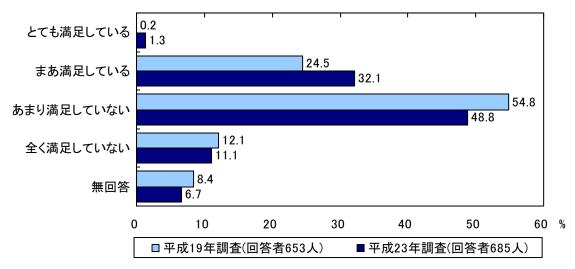
松崎町の行政改革に対する取り組みについては、『満足している』(「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせたもの)が 33.4%であるのに対し、『満足していない』(「全く満足していない」と「あまり満足していない」を合わせたもの)が 59.9%と多くなっています。しかし、経年比較で見ると、平成 19 年調査と比較し、『満足している』が増加しています。

■行政情報の提供や公開が十分と感じているか(単数回答)

経年比較



■松崎町の行政改革に対する取り組みに満足しているか(単数回答) 経年比較

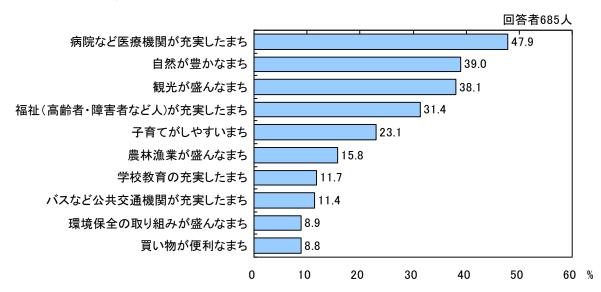


5 今後の方向性

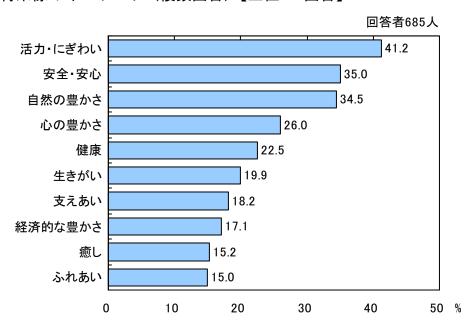
今後どのような松崎町になってほしいかについては、「病院など医療機関が充実したまち」が47.9%と最も多く、次いで「自然が豊かなまち」が39.0%、「観光が盛んなまち」が38.1%となっています。

松崎町が目指すべき将来像のキーワードについては、「活力・にぎわい」が 41.2% と最も多く、次いで「安全・安心」が 35.0%、「自然の豊かさ」が 34.5%となっています。

■今後どのような松崎町になってほしいか(複数回答)【上位10回答】



■松崎町が目指すべき将来像のキーワード(複数回答)【上位 10 回答】



第5節 松崎町の課題

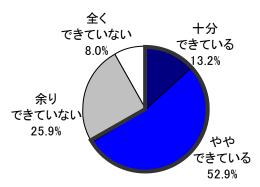
1 第4次計画の評価

第4次計画の評価として、行政による事業評価と町民の施策の重要度・満足度をまとめたものは次のとおりです。

行政による事業評価を見ると、「全くできていない」事業が8.0%あるものの、「十分できている」と「ややできている」を合わせた『できている』がおおむね6割半ばとなっています。

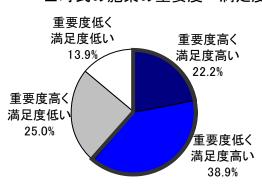
一方、町民の施策の重要度・満足度を見ると、「重要度高く満足度高い」と「重要度低く満足度高い」を合わせた『満足度高い』は約6割となっており、行政の評価とおおむね一致しています。

■行政による事業評価



資料:第4次総合計画実施状況評価

■町民の施策の重要度・満足度



資料:平成23年町民意識調査

2 社会潮流や現状から見た課題

松崎町は、全国的な潮流と同様に、人口減少・少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少や雇用状況の悪化による産業の担い手の減少のほか、少子高齢化による医療・福祉サービスへの期待が一層高まっています。

一方、地域づくり活動への参加意向など、町民参画の意識は近年高まりつつある ほか、松崎町独自の地域資源は数多くあります。

人口減少・少子高齢化が進む中、産業の振興を一層図るとともに、地域コミュニティを活性化し、子どもから高齢者まで全ての人が参加した協働のまちづくりを進めていくことが求められています。

■社会潮流や現状から見た課題全体図

●人口減少

- ・出生数が少なく死亡数が多い
- ・転入数より、転出数が多い

●生産年齢人口減少

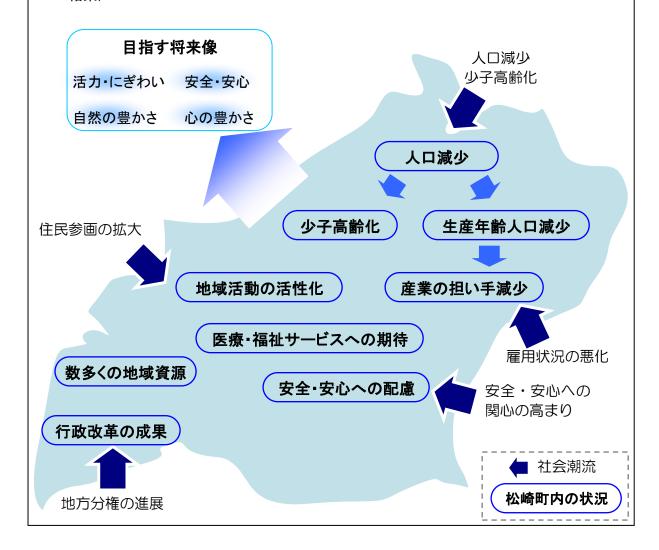
- ●産業の担い手減少
 - ・観光、農林漁業、商工業の振興への 期待が高い(アンケート結果)
- ●少子高齢化
- ●地域活動の活性化
 - ・地域づくり活動への参加意向は約4割(アンケート結果)
- ●医療・福祉サービスへの期待
 - ・医療体制や福祉の充実への要望が高い(アンケート結果)
- ●安全・安心への配慮
 - 防犯、防災への要望が高い(アンケート 結果)

●数多くの地域資源

- 豊かな自然
- ・温泉や石部の棚田
- ・なまこ壁などの文化遺産

●行政改革の成果

- ・行政改革への満足度は約3割だが、前回より約9ポイント増(アンケート結果)
- ●目指す将来像(アンケート結果)
 - ・活力・にぎわい
 - •安全•安心
 - 自然の豊かさ
 - 心の豊かさ



第2部 基本構想

第1章 松崎町の将来像

ここでは、「松崎町のこれからの 10 年間を、どのような方向に進めていくか」という将来像と、その進め方の考えを示しています。

第1節 基本理念

「基本理念」とは、松崎町のまちづくりをしていく上で大切にしたい考え方のことです。

松崎町のこれまでのまちづくりの実績や課題、今後の社会情勢などを踏まえ、ま ちづくりの基本理念を以下のとおりとします。

1 松崎町全体が一体となって進めるまちづくり

おいしいお米は一粒一粒が立っているように、松崎町に住む町民一人ひとりが立ち上がって主役となり、各種団体や事業者、関係機関とともに行政と協働でまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

そのため、これからの松崎町をともにつくっていく協働の担い手として、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画し、松崎町全体が一体となって進めるまちづくりを基本とします。

2 安全・安心に暮らせるまちづくり

松崎町に長く住み続けていただくためには、安全・安心に日常生活が送れること が必須です。

そのため、道路等の各種インフラ整備はもちろんのこと、地域の中での支え合い などにより、安全・安心に暮らせる住みよいまちづくりを基本とします。

3 松崎町の資源を活用するまちづくり

松崎町には、山・川・海の豊かな自然や景観、温泉と石部の棚田などの地域資源、なまこ壁などの文化遺産など、数多くの貴重な資源があります。

そのため、これらの松崎町ならではの独自の資源を守り、積極的に有効活用する まちづくりを基本とします。

第2節 将来像

基本理念のもと、10年後の松崎町の目指す将来像を以下のとおり設定します。

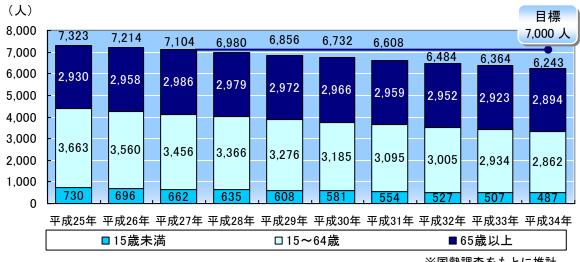
-人ひとりが主役となり 活力とやすらぎと感動のあるまち

第3節 将来フレーム

人口の見通し

これからの松崎町の将来人口をコーホート法*により推計すると、人口は年々減 少を続け、本計画の最終年度である平成34年には、総人口は6,200人程度とな ることが予測されます。しかし、今後のまちづくりを進めていく上で、一定の人口 を維持していくことが、松崎町の活性化には必要不可欠です。

このことから今後は、あらゆる分野において、これまで以上に魅力ある施策を展 開することにより人口減少の抑制に努め、平成34年の目標人口を7,000人と設 定します。



※国勢調査をもとに推計。

25

^{*}コーホート法:人口推計手法の一つで、コーホート(一定の期間に産まれた集団)に着目して推計す る方法。

2 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活 及び生産の基盤でもあります。

こうした認識のもと、公共の福祉を優先させ、かけがえのない自然や景観、文化 財の保護を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的、歴史的及び文化的条件に 配慮し、町民の健康で文化的な生活環境の確保と調和のある住みよい地域社会を創 造していくため、総合的な土地利用を推進します。

(2) 利用区分別の土地利用方針

松崎町の特性を踏まえ、農用地、森林、河川・水路、道路、住宅地、その他の区分の土地利用の方向は、次のとおりとします。

1)農用地

農業従事者の高齢化と不在地主の増加による遊休農地*化の進行など農業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、優良農用地*の計画的な確保を図るとともに、基盤整備や遊休農地の利活用を推進します。また農業・農村資源の保全・活用を通して観光資源との連携や都市との交流の場などの整備を図ります。

②森林

国土保全・水源涵養などの公益的機能を十分発揮できるよう、治山*事業の推進や保安林*の整備など必要な森林整備を進めるとともに、保健・休養の場、体験学習の場などレクリエーション的整備や動植物の生態系にも配慮しながら総合的利用・保全を図ります。

③河川・水路

流域の持つ保水・遊水機能保持のため、河川の改修・整備を促進し、水生生物 や植物などの生態系にも配慮しながら河川周辺の環境・景観を保全し、優れた水 辺環境の創造を図ります。また安定した農業生産に資するため、用排水路の整備・ 改良を図ります。

※遊休農地:耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

^{**}優良農用地:まとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上し、 良好な営農条件を備えた農地のこと。

^{*}治山:はげ山や荒廃地を復旧させるため、山地や海岸などの保安林内で行う保安施設整備事業の総称のこと。

^{*}保安林:公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のこと。

4道路

道路整備は、地域の活性化や町民生活の利便性向上を図る上で、重要な役割を果たしています。このため伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路や国道 136 号、主要地方道下田松崎線などの幹線道路の整備の推進を働きかけるとともに生活道路である町道の整備を図ります。また、農林道は自然環境の保全に配慮しながら農林業の生産性向上及び農林地の適正な管理を図るために必要な整備を図ります。

⑤住宅地

魅力ある市街地の形成や生活の質を高めた集落環境を目標に、生活関連施設の整備を進め、集落景観や緑化の推進など地域性の高い住宅地の形成を図ります。 また、商業地については経営者の高齢化などにより廃業する施設も出ていることから、空店舗利用の促進や小売り店舗の共同化など魅力ある商業地づくりを図ります。

⑥その他

文化施設・公園などの公用公共施設用地については、町民生活及び町民の価値 観とニーズの多様化に対応しながら環境の保全に配慮し、空いている土地や施設 の有効活用を含めて、必要な用地の確保を図ります。



第4節 まちづくりの進め方

1 「協働によるまちづくり」の推進

これからのまちづくりを進めていくためには、一層、町民と行政が協働で取り組んでいくことが必要となっています。

そのため、町民と行政が、次のような役割分担のもと、十分なコミュニケーションを確保しつつ、一人ひとりができることから行動を起こし、ともにまちづくりを進めていく必要があります。



第2章 施策の大綱

松崎町の将来像を実現していくために、今後 10 年間で実施する施策を定めています。

第1節 地域が一体となった産業が盛んなまちづくり

松崎町の活力向上、定住人口の増加や松崎町の経済の活性化など様々な効果が生みだせるよう、観光、農林漁業、商工業の各分野が連携し、地域が一体となって産業を活性化していきます。

地域が一体となった 産業が盛んなまちづくり 観光の振興

農林漁業の振興

商工業の振興

地域資源の活用

第2節 健やか・安心に暮らせる福祉のまちづくり

全ての人が生涯にわたって健康で安心して暮らすことができるよう、各種福祉施 策や保健医療体制を充実するとともに、町民が主体となって助け合い、支え合いな がら暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

健やか・安心に暮らせる 福祉のまちづくり 地域福祉の充実

高齢者福祉の充実

児童福祉の充実

障害者福祉の充実

保健活動の推進

医療体制の充実

社会保障制度の充実

第3節 防災・防犯対策が充実し安全なまちづくり

全ての人が安全・安心に暮らせるよう、交通安全や防犯、消防などの身近な危機管理や、地震や台風などの自然災害への防災・減災対策について、町民や地域と行政がともに協力して取り組みます。

防災・防犯対策が充実し 安全なまちづくり 消防・防災体制の強化

交通安全・防犯対策の充実

安心な消費生活の充実

第4節 自然と調和し快適な環境が整ったまちづくり

快適な日常生活が送れるよう、水道や道路網などの都市基盤の充実を図るととも に、豊かな自然を次世代に引き継ぐため環境保全活動に取り組み、自然と調和し環 境が整ったまちづくりを進めます。

自然と調和し快適な環境が 整ったまちづくり 調和のとれた土地利用

環境保全と環境衛生対策の促進

上下水道と温泉の整備

道路・交通網の整備

情報・通信基盤の整備

第5節 未来を担う人材を育むまちづくり

郷土に根づいた子どもたちが育つよう、家庭、学校、地域が連携し、地域全体で 未来を担う人材を育むとともに、子どもから大人まで全ての人が、意欲に応じて学 習、文化活動、スポーツ活動などを行えるよう支援します。

生涯学習の充実幼児教育の充実未来を担う人材を育むまちづくり学校教育の充実青少年教育の充実文化活動の推進文化財の保護と活用スポーツ・レクリエーションの振興

第6節 多様な主体により協働で進めるまちづくり

松崎町が一つとなって同じ方向へ進んでいけるよう、情報提供の充実、住民参画の促進や様々な交流活動を行い、町民・事業者・行政など多様な主体により協働でまちづくりを進めます。

多様な主体により 協働で進めるまちづくり 町民と行政の協働の促進

広域行政の推進

計画的な行財政運営



総合計画の体系図

基本構想

基本理念

将来像

背景

松崎町を取り巻く社会潮流

人口減少社会の到来と少子高齢化の進行 持続可能な循環型社会の形成 雇用状況の変化 高度情報化社会の進展 安全・安心への関心の高まり 住民参画の拡大 地方分権の更なる進展

松崎町の課題

人口減少

生産年齢人口減少

産業の担い手減少

少子高齢化

地域活動の活性化

医療・福祉サービスへの期待

安全・安心への配慮

数多くの地域資源

行政改革の成果

安全 • 町 全体 町 安心に英 が の資源を活用するまちづくり 体となっ - 暮らせるまちづくり- となって進めるまちづくり

基本計画

基本施策

地域が一体となった

観光の振興

農林漁業の振興

産業が盛んなまちづくり

商工業の振興

地域資源の活用

健やか・安心に暮らせる

地域福祉の充実

高齢者福祉の充実

児童福祉の充実

障害者福祉の充実

保健活動の推進

医療体制の充実

社会保障制度の充実

防災・防犯対策が充実し

消防・防災体制の強化

安全なまちづくり

福祉のまちづくり

交通安全・防犯対策の充実

安心な消費生活の充実

自然と調和し快適な環境

調和のとれた土地利用

が整ったまちづくり

環境保全と環境衛生対策の促進

上下水道と温泉の整備

道路・交通網の整備

情報・通信基盤の整備

未来を担う人材を育む

生涯学習の充実

幼児教育の充実

学校教育の充実

青少年教育の充実

文化活動の推進

文化財の保護と活用

スポーツ・レクリエーションの振興

多様な主体により

まちづくり

町民と行政の協働の促進

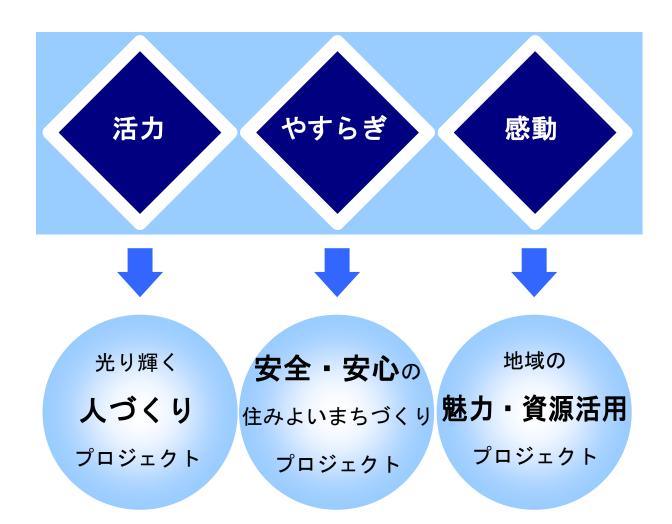
協働で進めるまちづくり

広域行政の推進

計画的な行財政運営

第3部 重点プロジェクト

将来像「一人ひとりが主役となり 活力とやすらぎと感動のあるまち」を目指して、前半の5年間(平成25年度~平成29年度)で特に力を入れて行う重点プロジェクトを、次のとおり設定します。



1 光り輝く人づくりプロジェクト

活力のあるまちづくりを目指して、子どもから高齢者まで全ての人が健康になり、 松崎町に新たに移り住む人とともに、みんなでこれからの松崎町をつくっていく、 そんな光り輝く「人づくり」を進めていきます。



-みんなが生き生き健康になろう-

スポーツ・健康づくり・介護予防の促進

学齢期では学校を通じたスポーツ活動の促進、若い世代では食や健康、美容などとタイアップして興味を持ってもらうような取り組み、高齢期では介護予防の観点も踏まえて、みんなが生き生き健康になれるよう、スポーツ・健康づくり・介護予防を促進します。



-外から人を呼びこもう--

定住促進

松崎町の魅力を伝え、新たに松崎町を第2の故郷として移り住んでくる人が増えるよう、松崎町の情報を積極的に発信するとともに、空き家(耕作放棄地も含む)の活用などにも取り組み、定住を促進します。



-みんなでともにつくろう--

まちづくり委員会の設立と活動の充実

松崎に住む人、一人ひとりが主体となって、素晴らしい地域資源に自ら誇りを持ち、町民と行政が一体となった新たなまちづくりを進めていくため、まちづくり委員会を設立し、松崎らしいまちづくりを進めていくための提言をしていきます。

2 安全・安心の住みよいまちづくりプロジェクト

やすらぎのあるまちづくりを目指して、平常時の地域でのつながりを強めて緊急時に助け合える関係性を築くとともに、松崎町の防災・減災体制を強化し、「安全・安心」の住みよいまちづくりを進めていきます。



-地域のつながりを強めよう-

地域福祉の充実

いざというときに隣近所など身近な地域で助け合えるよう、各地区サロンなどを中心に、地域福祉活動の拠点整備や人材育成を促進するなど、地域福祉の充実を図ります。



-災害に強い松崎町にしよう-

防災・減災体制の強化

大規模災害に対応するため、自衛隊や警察署等の防災関係機関との連携を強化するとともに、防災・減災対策の施設や防災備品の整備を進めます。

また、防災訓練や研修を通して自主防災組織の育成や町民の防災意識の向上を図り、松崎町の防災体制を強化します。



3 地域の**魅力・資源活用**プロジェクト

感動のあるまちづくりを目指して、近年増えている遊休農地の新たな活用や鳥獣対策により農地を生かすとともに、農林漁業、商業、観光とが連携し新たな魅力を生みだし、また、一人ひとりが松崎町の魅力を伝えていくことで、地域の「魅力・資源活用」プロジェクトを進めていきます。

-農地を守り、生かそう--

遊休農地の活用と鳥獣対策の充実

農地賃借の情報公開や就農相談・農業指導の充実や、新たに市民農園制度や JA営農指導員や農家の方による初心者園芸教室の実施などを検討し、新規就 農者や農業後継者を育成し、遊休農地の活用を図ります。また、近年増えてい る有害鳥獣被害に対する対策を充実し、大切な農地を守ります。



-農林漁業と商工業、観光とが連携しよう--

6 次産業化の推進

農林水産物の加工や提供など、松崎町の特産品を活用した商品開発を農林漁業、商工業、観光業が連携して促進し、6次産業化を進めます。



--人ひとりが魅力を伝えよう--

全町まるごとふるさと自然体験学校の推進

松崎町の豊かな自然、景観、文化、歴史など貴重な地域資源を伝えるため、 一人ひとりが持っている知識や技術、特技などを人材バンクとして登録することや、体験を通して観光客などに伝えていく全町まるごとふるさと自然体験学校を推進します。

第4部 基本計画

第 1 章 地域が一体となった産業が盛ん なまちづくり

第1節 観光の振興

目指す方向

松崎町ならではの観光資源を発掘・活用し、やすらぎと感動のある体験型観光を目指します。

現状と課題

- 観光の目的や旅行形態の変化に伴い観光客のニーズが多様化する中、その地域 ならではの自然や文化を「体験する」形の観光の重要性が高まってきています。
- 松崎町は、海、山、川の多様な自然資源に恵まれており、棚田や海を活用した グリーンツーリズムなど、花とロマンのふる里づくりを基本とした観光を展開しています。しかし近年、経済の縮小傾向や震災の影響等により、観光客数は減少傾向となっています。
- 観光資源については、特産品のブランド認定や全国規模での各種コンクールの 実施など、松崎町ならではの資源発掘は定着していますが、その有効活用が課題 となっています。
- 観光情報については、広告やホームページなどを通じて提供していますが、ガイドマップなどは既存冊子の増刷のみの場合も多く、内容を統一したPRが必要となっています。
- ■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

観光の振興

 6.1
 29.5
 21.8
 21.5
 11.4
 9.6

 0
 20
 40
 60
 80
 100(%)

 ■満足
 ●やや満足
 ●普通
 □やや不満
 □不満
 □わからない
 □無回答

(1)体験型観光の推進

松崎町の自然、景観、文化、歴史、産業を生かしたグリーンツーリズムや「全町まるごとふるさと自然体験学校」などの体験型観光を推進します。また、案内標識や公衆トイレなど環境の整備、観光ガイドや体験指導者などの人材育成の機会を充実します。松崎町の魅力を積極的にPRするとともに、心温まるおもてなしにより、松崎ファンとして何度も訪れていただける観光地づくりを目指します。

(2) 観光資源の発掘と活用の推進

松崎町内のスケッチコンクールや写真コンクール、俳句大会などにより、松崎町ならではの観光資源の掘り起こしを推進します。また、それらの観光資源をもとにした商品の開発や、イベントの実施、体験メニューとしての提供など、資源の有効活用を図ります。

(3) PRの強化

観光協会と連携を図り、パンフレットやガイドマップ、ポスターなどの印刷物やホームページでのPRを共通のイメージをもとに行い、一層強化します。また、キャンペーンやターゲットをしぼった戦略など、効果的な宣伝対策を検討します。併せて、近隣市町や観光関連団体など広域でパンフレット作製やキャンペーンなどを展開し、伊豆地域への誘客を図ります。

町民・地域の役割



- 松崎町の良さを再認識し、広くPRしましょう。
- 観光客に対するおもてなしの意識を持ちましょう。
- イベントや体験の取り組みを地域全体で盛り上げましょう。

	単位	現状値	目標	指標
指標名		平成 23 年度	5年後	10 年後
			平成29年度平成34年	
観光客数の増加	人/年	345, 263	400, 000	500, 000
観光ガイド数の増加	人	8	15	20

第2節 農林漁業の振興

目指す方向

意欲ある担い手を育成し、農林漁業が一体となった魅力ある生産活動が活発に行われることを目指します。

現状と課題

- 農林漁業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、輸入産物との競争の激化などを背景に、農林漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 農業については、県下でもいち早く耕作放棄地対策を行ってきましたが、農業 従事者の高齢化や後継者不足などの担い手不足及び有害鳥獣による農作物への 被害は深刻化しており、今後も一層の対策が必要となっています。また、農産物 品評会やグリーンツーリズムなど農業振興に向けた取り組みが進められていま すが、新たに第2次産業、第3次産業と連携した6次産業化が求められています。
- 林業については、木材チッパーの導入や漁礁への活用など間伐材利用を促進していますが、森林の荒廃化が進んでおり、今後も木材の地産地消などによる森林整備を促進する必要があります。
- 漁業については、稚魚などの放流を行っていますが、漁獲高や漁船数は減少傾向となっています。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

農林漁業の振興 1.6 28.3 20.6 20.9 17.5 11.1 o o 100(%) 20 60 80 □わからない ■満足 ■ やや満足 ■普通 □やや不満 □不満 □無回答

(1)農業の振興

農地賃借の情報公開や就農相談・農業指導などにより、新規就農者や農業後継者の育成を支援し、耕作放棄地の減少や農業の振興を図るほか、有害鳥獣対策に取り組みます。また、農産物の加工や提供などの6次産業化の促進、棚田オーナー制度やグリーンツーリズムなどの観光分野との連携など、多様な産業と幅広く連携します。

(2) 林業の振興

民間と協働した間伐材の活用など、地域資源を多様な産業に活用し、林業の振興とともに地域の活性化へもつなげます。また、教育や文化的側面での森林レクリエーションなどの多目的活用を図るほか、有害鳥獣対策に取り組み、森林の荒廃を防ぎます。

(3)漁業の振興

水産物ブランドの確立や体験漁業の促進など観光や商工関係者と連携し、漁業の振興を図ります。

町民・地域の役割



- 松崎町の農林水産物を消費しましょう。
- 農・漁業体験や森林レクリエーションに参加し理解を深めましょう。
- 農林漁業者が連携し、6次産業化を進めていきましょう。

		現状値	目標指標	
指標名	平成 23 年度	5年後 平成29年度	10 年後 平成34年度	
耕作放棄地面積の減少	ha	27	20	15
認定農業者の増加	人	18	22	25
新規就農者・農業後継者の増加	人	2	5	7
棚田オーナー制度申込数の増加	組	100	110	130
有害鳥獣捕獲量の増加	頭	263	330	400

第3節 商工業の振興

目指す方向

商工業者の経営が安定化し、魅力的な個店が並び、町民や観光客が松崎町内での買い物を楽しめる商店街を目指します。

現状と課題

- 近年の商工業を取り巻く状況は、規制緩和や流通構造の変化、製造コストの上 昇傾向、消費者ニーズの多様化などを背景に、大きな転換期を迎えています。
- 松崎町の商店は、大型店やコンビニエンスストアの進出などにより購買量の減少や空き店舗の増加が目立ちますが、近年では新商品の開発への取り組みが行われ、ギャラリーや | ターン*者の店舗などの活用も見られています。
- 松崎町内の商工業者は廃業等によって減少の一途にあり、経営環境もますます厳しくなっています。松崎町内の中小企業向けとして、各種融資資金の利子補給制度を導入していますが、申請件数は少なくなっています。
- 企業誘致については、長引く経済不況や東日本大震災の影響により厳しい状況が続いています。



[※] ターン:生まれ育った故郷以外の地域に移り住むこと。

(1) 商店街の活性化

ギャラリーや I ターン者の店舗など新たな動きを機に、個店ごとに魅力のある取り組みを支援し、商店街全体として魅力向上を図ります。また、空き店舗の有効活用を図るとともに、観光客にも配慮した販売内容の検討や観光産業と連携した商品販売などの新たな展開を図ります。

(2) 中小企業の経営支援

商工会との連携を深め、中小企業に対しては、各種融資資金の利子補給制度を 周知・利用促進し、商工業者の経営の安定化を図るとともに、新規産業に取り組 む商工業者を支援します。

(3)企業誘致の促進

経済状況の動向を見ながら、松崎町の立地状況に合う企業の誘致活動を継続します。

町民・地域の役割



- 地域の商工業の存在意義を理解して積極的に利用しましょう。
- 個店や企業は地域に愛着を持ち、雇用の安定化、経営基盤の強化を 図りましょう。

		現状値	目標	指標
指標名	単位	平成 23 年度	5年後	10 年後
		1 % 20 +12	平成29年度	平成34年度
商工業者数の維持	人	525	525	525



第4節 地域資源の活用

目指す方向

松崎町独自の地域資源が多様な産業の連携により活用され、松崎町外へも広く普及することを目指します。

現状と課題

- 地域主権の進展により、他自治体との差別化を図る地域ブランド戦略への認識が全国的に高まっています。
- 松崎町ではこれまで花とロマンのふる里づくりを核とした地域イメージづくりを展開してきましたが、30年余りが経過し、時代の潮流や松崎町の現状に合わせ、より一層松崎町の魅力を伝えられるイメージの形成が求められています。
- 特産品の開発や松崎ブランドの認定及び販売など、地域資源を活用した新産業化を行っていますが、販売戦略が弱くPR不足が課題となっています。
- なまこ壁の技術継承や景観づくり、漆喰鏝絵の普及などの伝統的技法の保存支援を行っていますが、なまこ壁保存の施工場所が限られるなど縮小傾向にあり、 伝統的技法の一層の保存・普及の仕組みづくりが必要です。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

地域資源の活用 3.0 23.0 19.0 19.3 21.5 13.8 100 (%) 80 20 60 ■普通 □やや不満 ■ 満足 ■ やや満足 □不満 □わからない □無回答

(1)地域イメージの向上

松崎町の豊かな自然、景観、文化、歴史など貴重な地域資源の保全と有効活用に取り組みます。また「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」連合での活動や「日本で最も美しい村」連合への加盟を目指し、魅力あふれるまちづくりを進めることで地域イメージの向上を図ります。

(2) 特産品の開発と活用

桜葉、川のり、黒米などの地域の特産品を活用した商品開発を農林漁業、商工業と連携して促進し、松崎ブランドの認定を行います。また、認定されたブランド品のPRと販売戦略を構築します。

(3) 伝統的技法の保存と普及

なまこ壁については、補助制度や保存地区の検討を行い、一層の伝承保存支援を行います。また、漆喰鏝絵については、全国漆喰鏝絵コンクールの応募者数の増加を図り、一層の普及を進めます。

町民・地域の役割



- 地域イメージの形成に向けた取り組みに参加しましょう。
- 松崎町の特色を生かした特産品を開発、PRしましょう。
- なまこ壁などの伝統的技法について知りましょう。

		現状値	目標指標	
指標名	単位	平成 23 年度	5 年後	10 年後
			平成 29 年度 平成 34 4	平成34年度
松崎ブランド認定商品数の増加	種類	32	40	45
なまこ壁技術伝承事業延長	m	665	730	800

第2章 健やか・安心に暮らせる福祉の まちづくり

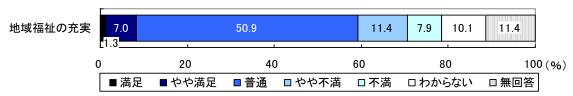
第1節 地域福祉の充実

目指す方向

松崎町に住む誰もが、住み慣れた地域で、助け合い、支え合いながら暮らせることを目指します。

現状と課題

- 少子高齢化の進行や家族形態の変化に伴う家庭機能の低下、地域のつながりの 希薄化などにより、地域が本来持っていた相互扶助の機能が低下しています。こ のような中、生活課題や福祉ニーズは増加・多様化しており、地域の中で助け合 う地域福祉の推進が求められています。
- 社会福祉協議会を中心に、中学生や高校生へのボランティア機会の提供や福祉 教育を行っていますが、より若い年代からの教育が必要となっています。
- 社会福祉協議会と連携し地区サロンを支援していますが、地域でのリーダーや 地域福祉活動の担い手不足などが課題となっています。



(1) 福祉教育の推進

中学生や高校生に向けては、サマーキャンプへの参加促進など、ボランティア 機会の提供や福祉教育を推進します。また、児童生徒向けの福祉講座の実施や、 中高年向けのボランティア活動への参加を促進します。

(2) 地域福祉活動の促進

各地区サロンを土台とし、地域福祉活動の拠点整備や人材の育成を促進し、地域コミュニティの復活を進めます。また、地域福祉計画に沿って、福祉ニーズに対する町民主体の活動展開を支援します。

町民・地域の役割



- 日頃から隣近所の人同士で、気軽に声をかけ合いましょう。
- 地区サロンなど地域の活動に参加しましょう。
- 各種団体や事業者が連携して福祉ニーズに対応しましょう。

			目標	目標指標	
指標名	単位	平成 23 年度	5 年後	10 年後	
			平成29年度	平成34年度	
地区サロンの増加	地区	2	4	8	



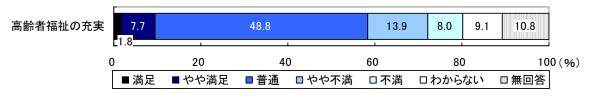
第2節 高齢者福祉の充実

目指す方向

高齢者が自分らしい生き方ができ、助け合い、支え合いのある地域の中で 安心して暮らせることを目指します。

現状と課題

- 高齢社会の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者は増加しており、高齢者が健康で生き生きと生活でき、必要に応じてサービスや地域の手助けを受けることにより安心して暮らせる体制づくりが必要となっています。
- さんさん松崎やシルバー人材センター、寿大学など社会参加の支援を行っていますが、高齢者数の増加に反して各団体の参加者の固定化や減少化が進み、加入促進や活動の活性化が課題となっています。
- 健康診査の受診や介護予防教室への参加は少なく、自らの健康は自らが守り介護予防に取り組むという認識や理解の啓発が必要となっています。
- 介護が必要となった方に対し、各種高齢者福祉サービスや介護保険サービスを 提供していますが、要支援・要介護認定者は近年増加傾向にあり、ニーズに応じ たサービスの充実や家族介護者への支援が求められています。



(1) 社会参加の促進

さんさん松崎やシルバー人材センター、ボランティア団体など生涯にわたり活動できる場所や機会を確保し、社会参加を促進します。また、寿大学や老人スポーツ大会などは高齢者に限定しない活動にするなど、新たな事業展開についても検討します。

(2) 健康増進と介護予防の促進

特定健康診査や後期高齢者健康診査の未受診者への啓発や受診勧奨を行い、受診を促進します。また、高齢者宅訪問により状態の把握を行い、介護予防事業への参加を促進します。

(3)介護支援の充実

緊急通報システム設置や訪問給食サービスなどの高齢者福祉サービス、適切な要介護認定を行った上でのホームヘルプサービスやデイサービスなどの介護保険サービスを充実します。また、介護用品の支給や介護者のつどいなど、家族介護者への負担軽減につながる各種事業を充実します。

町民・地域の役割



- 積極的にグループ活動に参加し、生きがいを持ちましょう。
- ◆ 介護が必要な状態にならないよう、介護予防に取り組みましょう。
- 地域全体で高齢者を見守りましょう。

		現状値	目標	指標
指標名	平成 23 年度	5年後 平成29年度	10 年後 平成 34 年度	
	人	420	460	500
要介護(要支援)者数の減少	人	524	512	500

第3節 児童福祉の充実

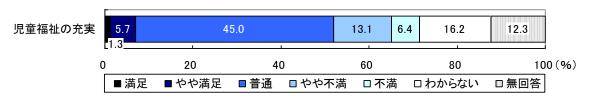
目指す方向

地域全体で子育てを支援することで安心して子どもを育てることができ、 子どもたちの心身ともに健やかな成長を目指します。

現状と課題

- 近年、核家族化やひとり親世帯の増加を背景に、子育てに対する不安や負担感が増大するとともに、保育や子育て支援のサービスへの要望は多様化・増加しています。
- 松崎町においても、少子化や核家族化の進行により、幼稚園・保育園、児童館利用児童数の減少が見られ、子育てを行う親同士・隣近所との交流が希薄化しており、育児不安や子育でに関する情報不足などが懸念されています。
- 近年、離婚後のUターンなど、ひとり親世帯が増加傾向にあり、安定した生活を送ることができるよう、支援が必要となっています。





(1)子育て支援の充実

各種保育サービスや子育でサービスを充実するとともに、地域と協力し、安心 して子育でしやすい環境づくりを推進します。また、児童館の各種事業や育児グ ループの取り組み内容を充実し、一層の参加を促します。

(2) 自立支援の充実

ひとり親世帯の生活基盤安定に向けた相談・支援制度について、もれのないように周知し、自立支援の充実を図ります。

町民・地域の役割



- 児童館や育児グループなどの事業に参加しましょう。
- ひとり親世帯の方など生活に困ったら松崎町に相談しましょう。
- 地域全体で子どもや子育て中の方を見守りましょう。

		現状値	目標	指標
指標名	単位	平成 23 年度	5年後 平成29年度	10 年後 平成34 年度
子育てボランティア団体の増加	団体	0	1	3



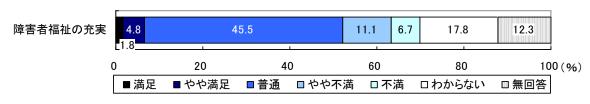
第4節 障害者福祉の充実

目指す方向

地域の中で障害者に対する理解が育まれ、障害があっても住み慣れた地域で自立して生活し、多様な活動に生き生きと参加できることを目指します。

現状と課題

- 近年、障害者に関する法整備などが進められていますが、障害者が地域社会の中で自立して生活していくためには、障害のある人もない人も分け隔てなく、ともに暮らしていくノーマライゼーション*の理念の一層の普及が必要となっています。
- 松崎町においては、福祉教育を通して児童生徒へのノーマライゼーションの理念は浸透してきていますが、地域の中では理解が浸透していない部分もあり、一層の理解促進が求められます。
- 障害者ができるだけ在宅での生活を送れるよう、サービスを提供していますが、 社会資源が少ないことが課題となっています。また、賀茂地区身体障害者スポー ツ大会などを通じて、障害者の社会参加を促進していますが、参加者の高齢化や 減少が課題となっています。



^{*}ノーマライゼーション:誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が 通常の社会であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策のこと。

(1) 意識啓発の推進

社会福祉協議会や学校、民生委員児童委員などと連携し、児童生徒や地域に住む人に対する福祉教育の充実を図り、ノーマライゼーションの理念に基づく意識啓発を推進します。

(2) 自立と社会参加の促進

賀茂地区全体で連携し、自立と社会参加に向けたサービスや支援を充実します。 また、賀茂地区身体障害者スポーツ大会などの行事については、町障害者福祉会 や社会福祉協議会などとも連携し、参加の意識を高めます。

町民・地域の役割

- 障害者の方が積極的に活動に参加し、社会参加しましょう。
- 障害者に対する理解を深めましょう。
- 地域全体で障害者の方の生活や社会参加を支援しましょう。
- 障害者の方が積極的に参加できる機会をつくりましょう。

指標名		現状値	目標	指標
	単位	平成 23 年度	5年後 10年後 平成29年度平成34年度	
地域生活への移行による施設入所者の 減少	人	19	17	13



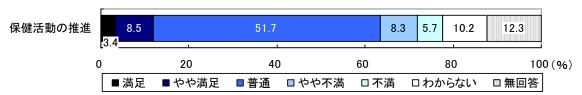
第5節 保健活動の推進

目指す方向

町民一人ひとりが、生涯を通じて自ら予防や健康づくりに取り組み、健やかな生活を目指します。

現状と課題

- 近年、食生活の乱れや運動不足、ストレスの増大などを原因とする生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっており、それらの改善に向けた健康づくりへの関心が高まってきています。
- ライフサイクル別に健康づくり活動を促進していますが、健康づくりサポーター役や健康ボランティア組織などの育成が不十分であり、地域と連携して健康づくりを進める仕組みづくりが必要です。
- 成人保健については、平成20年度より保険者ごとに40歳から74歳までを 対象として行う特定健康診査が始まりましたが、各種がん検診と併せて受診率は 国の目標値より低くなっており、一層の受診促進が必要となっています。
- 乳幼児健診の受診率は向上しているほか、平成22年度より医療費助成対象を 県内でもいち早く中学3年生までに拡大し、母子保健の充実を図っています。ま た、従来からの課題であった子どものむし歯については改善しているものの、児 童の肥満改善など学校と連携した取り組みを進める必要があります。



(1)健康づくり活動の促進

各自が健康づくりに取り組むという意識啓発を行い、各種健康教室への参加を 促します。また、健康づくり食生活推進協議会などの団体の活動を活性化し、地 域の中で健康づくりを行う機運を高めます。

(2) 成人保健の充実

生活習慣病など各種疾病の早期発見・早期治療・予防のため、健診を受診するよう意識啓発を行うとともに、受診しやすい健診体制を整備します。また、特定保健指導や在宅患者への訪問指導など、各種保健指導の実施を強化します。

(3) 母子保健の充実

妊婦健診や乳幼児健診、医療費助成などの母子保健サービスを充実し、受診率の向上を図ります。また、児童生徒の肥満の減少や適切な生活習慣を身につける取り組みなどを、学校を始めとした関係機関との連携を密にし、進めます。

町民・地域の役割



- 一人ひとりが健康づくりを心がけましょう。
- 各種健診や保健指導を積極的に受診しましょう。
- 地域全体で健康づくりに取り組みましょう。

		現状値	目標	指標
指標名	単位	平成 23 年度	5年後 平成29年度	10 年後 平成34 年度
特定健診受診率の増加	%	34. 5	60.0	65. 0
各種がん検診受診率の増加	%	49. 9	60.0	65. 0
健康教室参加者の増加	人	369	400	500
生活習慣病予防教室参加者の増加	人/年	15	100	120
乳幼児健診受診率の増加	%	97. 5	100.0	100.0

第6節 医療体制の充実

目指す方向

保健・医療・福祉の各分野が連携し、地域で安心して医療を受けられる体制を目指します。

現状と課題

- 高齢化の進行や疾病構造の変化、生活習慣病の増加などにより、医療需要が多様化・増大化してきています。
- 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成、子どもインフルエンザ接種費助成など、 県内でも先がけて予防接種を実施し、疾病予防や早期回復を促進しています。
- 安心して医療サービスが受けられるよう、救急医療協議会を設置し地域医療体制の整備に努めていますが、賀茂圏域内の医療資源が限られている状況です。





(1)保健医療体制の充実

各種予防接種により疾病予防を促進するとともに、保健・医療・福祉の各分野が連携し、地域医療の充実を図ります。また、高度医療については、県保健医療計画や賀茂圏域内外との連携により、医療サービスを受けられる体制を整備します。

(2) 救急医療体制の充実

賀茂圏域内の医療の充実を構成市町と協力して図るとともに、賀茂圏域外の医療機関とも連携し、救急医療体制の確保を図ります。

町民・地域の役割



- 信頼できる、かかりつけ医を持つようにしましょう。
- 多受診をしない、状態に応じた適正受診を心掛けましょう。

		現状値	目標指標	
指標名	単位	平成 23 年度	5年後	10 年後
			平成29年度	平成34年度
子どもインフルエンザ接種率の増加	%	47. 0	60.0	80.0
子宮頸がんワクチン接種率の増加	%	80.0	90.0	100. 0
ヒブワクチン接種率の増加	%	60. 0	70. 0	80.0
小児用肺炎球菌ワクチン接種率の増加	%	60. 0	70. 0	80.0



第7節 社会保障制度の充実

目指す方向

各種社会保障制度が理解され、適正に運用されることにより、町民の生活 基盤の充実を目指します。

現状と課題

- 国民健康保険や国民年金、生活保護などの各種社会保障制度は、将来の安心を確保する重要な役割を担っていますが、近年医療費の増大や経済状況の悪化による生活保護世帯の増加などが社会問題となっています。
- 景気低迷の影響から、国民健康保険税の収納率は減少傾向にあり、夜間徴収や 訪問調査などを実施していますが、改善していない状況です。
- 国民年金制度について周知を行っていますが、厚生年金と国民年金の切り替え 手続きなどの意識が低く、一層の広報・周知が必要となっています。
- 経済状況の悪化や核家族化の影響から、低所得者層など自立支援が必要な方が 増加しており、相談の内容も多種多様化しています。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

社会保障制度の充実 42.5 14.2 12.6 10.9 12.4 20 60 80 100(%) ■ やや満足 □ やや不満 □不満 口わからない ■満足 ■普通 □無回答

(1) 国民健康保険の適正な運用

国民健康保険税の未納者に対して、夜間徴収や訪問調査、納税指導の実施、口座振替の推進などを実施することで収納率を向上し、国民健康保険の適正な運用を行います。

(2) 国民年金制度の適正な運用

広報紙や成人式時のチラシなどを通して、国民年金制度の周知徹底を行うほか、 年金事務所による年金相談を実施し、国民年金制度の適正な運用を行います。

(3) 自立支援の推進

多種多様な相談に対し県などとも連携して対応するとともに、各種社会保障制度や福祉資金貸付制度の活用を促進し、民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携し地域全体で低所得者の自立支援を推進します。

町民・地域の役割



- 保険税を納期内に納付しましょう。
- 各種社会保障制度を正しく理解しましょう。

指標名		現状値	目標	指標
	単位	平成 23 年度	5年後 平成29年度	10 年後 平成34 年度
国民健康保険税収納率の増加	%	90. 6	92. 0	92. 0



第3章 防災・防犯対策が充実し安全な まちづくり

第1節 消防・防災体制の強化

目指す方向

防災・減災に関する体制が整い、町民主体で安全・安心な地域づくりに取り組み、災害に強い松崎町を目指します。

現状と課題

- 近年は、突発的・局地的豪雨による水害や地震などの災害が多く発生しており、 生命や身体、財産を守り、災害時の被害を最小限に抑えるため、災害に強いまち づくりを推進する必要があります。
- 消防体制については、災害時に備え消防車両設備の更新や資機材整備を進めていますが、近年青年層の減少により消防団員の確保が困難な状況になっており、体制の見直し強化が求められています。
- 年3回の防災訓練や研修会などを通じて、防災に関する意識啓発を行っていますが、35 ある自主防災組織の活動内容は組織により差があり、一層の支援が必要となっています。
- 従来から東海地震などを想定した防災体制を整備している中、特に東日本大震 災を契機として町民の防災意識も高まっており、今後巨大地震に伴う被害を最小 限に抑えるための、防災・減災体制を強化する必要があります。
- ■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

防災・町土の保全 7.7 48.0 12.6 10.9 6.0 12.0 2.8 0 20 40 60 80 100 (%) ■満足 ■やや満足 ■普通 □やや不満 □不満 □わからない □無回答

(1)消防体制の強化

消防団については分団・小隊の再編や定員の見直しも含め、団員の一定数の確保と訓練などによる資質向上に努めるほか、消防設備の充実と併せて消防体制の強化を図ります。また、広域での消防救急体制を確立します。

(2) 防災意識の高揚

広報への防災記事の掲載や防災訓練・出前講座の実施などを通じて、町民一人 ひとりの防災意識を高めます。また、自主防災組織に対する研修会の見直しや意 識啓発、活動しやすい環境づくりを行います。

(3) 防災体制の強化

住宅の耐震化について無料の診断や耐震補強の補助の活用などを周知するほか、 地域において危険箇所の確認を含めた防災訓練の実施を促進します。また、津波 避難タワーの整備などの津波対策も含めた防災体制について、周辺の自治体や県、 自衛隊などの防災関係機関との連携を更に強化します。

町民・地域の役割



- 消防団の役割を理解し、消防団の活動に協力しましょう。
- 防災訓練などに参加し、個々の防災意識を高めましょう。
- 自主防災組織の活動を活発にし、防災・減災に努めましょう。

		現状値	目標	指標
指標名	単位	平成 23 年度	5年後	10 年後
		1 // = 3 / / /	平成29年度	平成34年度
火災発生件数の減少	件	4	0	0
災害協定・覚書件数の増加	件	13	20	25
津波避難タワーの整備	棟	0	3	3

第2節 交通安全・防犯対策の充実

目指す方向

地域ぐるみで交通事故防止や犯罪防止に取り組み、事故や犯罪の少ない、 安心して暮らせる松崎町を目指します。

現状と課題

- 安心して暮らせる地域を実現するため、行政や関係機関が中心となった安全確保のための取り組みに加え、地域が一体となった防犯環境づくりが大切です。
- 交通安全のため、施設の整備による安全対策や、交通安全運動による意識啓発 を行っており、交通事故件数は減少しています。
- 防犯灯の設置・修繕や地域でのかけこみの家ステッカーの設置などにより防犯対策を行っていますが、青色回転灯防犯パトロールの取り組みは停滞気味になっています。



■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

 交通安全・防犯対策の充実
 9.3
 55.8
 8.2
 5.1
 5.7
 12.8

 0
 20
 40
 60
 80
 100 (%)

 ■満足
 ■ やや満足
 ■普通
 □ やや不満
 □ 不満
 □ わからない
 □ 無回答

(1) 交通安全対策の充実

警察署や交通安全協会と連携した交通安全教室や、交通安全運動における街頭 指導や街頭広報などの交通安全対策の内容を充実します。また、危険箇所調査や 交通診断を通じて、安全な施設の設置を行います。

(2) 防犯対策の充実

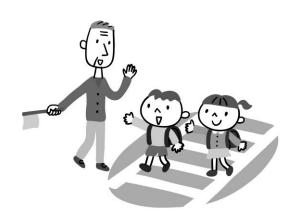
地区への防犯灯の支給や老朽化した防犯灯の修繕、かけこみの家ステッカーの 設置などにより地域全体での防犯対策を充実します。また、町職員が講習に参加 することで、青色回転灯防犯パトロールの定期的な実施を行います。

町民・地域の役割



- 交通ルールを守り、交通安全に心がけましょう。
- 地域全体で、日常的に見守りを行うなど、交通安全活動や防犯対策 に取り組みましょう。

指標名	単位	現状値 平成 23 年度	目標指標	
			5年後	10 年後
			平成29年度	平成34年度
交通事故件数の減少	件	28	25	20
犯罪発生件数の減少	件	44	30	20



第3節 安心な消費生活の充実

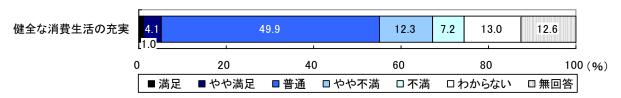
目指す方向

町民一人ひとりが消費生活に正確な知識を持ち、消費者トラブルに巻き込まれず、安心して消費できる生活を目指します。

現状と課題

- インターネットの普及や流通システムの多様化などにより、消費者を取り巻く 環境が複雑化する中、インターネット詐欺や架空・不当請求、高齢者を狙った訪問販売など、消費者の利益を損なう問題が発生しています。
- 高校生や高齢者を対象とした消費者出前講座を実施し、消費者トラブルの未然 防止に努めていますが、近年被害が増えている高齢者の講座参加を促進していく 必要があります。
- 消費者問題が起きた場合には相談に応じていますが、専門の相談員は配置していないため、対応方法の検討が必要です。





(1)消費者教育の推進

高校生、高齢者や一般も幅広く対象にした消費者出前講座を、毎年度定期的に 開催し、消費者教育を推進します。また、消費者トラブルに巻き込まれないよう リーフレットや広報による啓発を行います。

(2)消費者相談の充実

消費者問題に関する相談があった場合には、県と連携しながら迅速に対応できる体制を整備します。また、広域での消費生活センターを設置し、相談員の配置を検討します。

町民・地域の役割



- トラブルに巻き込まれない、正しい消費者知識を習得しましょう。
- 消費者問題に関する講座に積極的に参加しましょう。

指標名	単位	現状値 平成 23 年度	目標指標	
			5年後 平成29年度	10 年後 平成34年度
消費生活講座開催回数の増加	回	2	4	4
消費生活講座参加者数の増加	人	250	350	400



第4章 自然と調和し快適な環境が整っ たまちづくり

第1節 調和のとれた土地利用

目指す方向

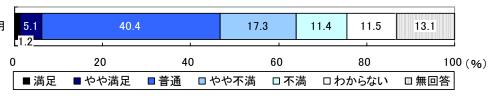
乱開発のない秩序ある土地利用が図られ、松崎町らしい自然と歴史が調和 した、やすらぎのある空間形成を目指します。

現状と課題

- 良好な景観や調和のとれた土地の利用は松崎町全体のイメージを向上させ、町 民のまちへの愛着の育成にもつながるとともに、町民の健康づくりや憩い、交流 の場、災害時の避難場所や防災空間としても重要な役割を担っています。
- 大規模な土地開発に関しては、土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、適正化に努めています。
- 環境保全モデル地区を設定し環境美化活動を行っているほか、国道や県道沿いの花壇や河川沿いに花を植えるなど、松崎町の景観の維持に努めていますが、担い手の高齢化や減少が課題となっています。
- 牛原山町民の森や21世紀の森などの維持管理を行っているほか、国立公園や 名勝地に指定されている海岸線、復田された石部の棚田など、豊かな自然風景が 残されています。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

調和のとれた土地利用



(1)計画的な土地利用の推進

町国土利用計画の基本方針に基づき、公共福祉を優先させ、かけがえのない自然、文化財の保護を図りながら、町民の健康で文化的な生活環境の確保、調和のある住みよい地域社会の創造に努めます。また大規模な土地開発に関しては、土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、土地利用対策委員会と連携しながら土地利用の適正化を進めます。また、農業振興地域の見直しを行い、優良農地を確保するなど、土地利用のゾーニング*を図ります。

(2)景観づくりの推進

「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」連合での活動や「日本で最も美しい村」連合への加盟を目指して、個性的で魅力あふれる景観づくりを行政、町民が一体となって進めます。また、花の会への助成や花いっぱい運動への参加促進を通じて、町民とともに四季折々の花や木があふれる松崎町らしい景観づくりを推進します。さらに、文化的建造物やなまこ壁などの美しい街並みとのバランスも考えた景観づくりを進めます。

(3) 緑化の推進と自然環境の保全

牛原山町民の森や 21 世紀の森などの維持管理や、緑の少年団活動を通じた緑化意識の向上などにより、緑化を推進します。また、パトロールの実施や啓発活動により、国立公園や名勝地の乱開発を防止し、恵まれた自然環境、景観を松崎町の財産として保全します。

町民・地域の役割



花いっぱい運動など景観づくり活動に積極的に参加しましょう。

- 農地や森林などの維持・管理に努めましょう。
- 乱開発の防止のため地域の目で見守りましょう。

^{**}ゾーニング:都市整備において、開発計画や法律等に合わせて地域を一定の範囲で区分し、区分された地域に建築や土地利用の規制を課すこと。

第2節 環境保全と環境衛生対策の促進

目指す方向

ごみの発生が抑制、再使用、再生利用され、地球環境への負荷の軽減が図られた持続可能な循環型社会の形成を目指します。

現状と課題

- 東日本大震災における原子力発電所の事故を契機として、安全なエネルギーや電力に対する関心は高まっており、大量消費型社会から資源循環型社会への転換を図り、環境に配慮したまちづくりの推進が求められるようになってきています。
- ごみの分別や減量について広報などによる周知を行っており、ごみ排出量は減 少傾向にありますが、一人が一日に出すごみの量は全国や県平均より高いため、 ごみのリサイクルも含め、排出量の削減をより一層促進していく必要があります。
- 小中学校における環境学習や、花いっぱい運動などを通じて、環境保全に対する意識啓発を行っていますが、生活環境全般を含めた環境保全の重要性について理解していく必要があります。
- 自然エネルギーについては、小学校への太陽光発電装置の設置や住宅用太陽光 発電設備設置に対する補助も行われていますが、他の自然エネルギーの利活用も 検討していく必要があります。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

環境保全と環境衛生対策 の促進



(1)ごみ減量とリサイクルの促進

ごみの出し方・分け方ガイドや広報を通じてより啓発を行い、ごみの減量・リサイクルを促進します。併せて、生ごみ処理機やコンポスター購入への補助の周知と利用促進を図り、生ごみの減量化と再利用を促進します。

(2)環境意識の向上

小中学校においては総合学習の時間や理科、社会の時間も利用し、環境学習を 実施します。また、環境基本条例制定の検討も含め、町民全体に環境保全に対す る理解を深めるようにします。

(3) 自然エネルギー利活用の検討

低炭素社会の構築と地球環境の保全を図るため、太陽光発電等の導入に対する 支援を行い、今後もさらなる地球温暖化防止に向けた自然エネルギーの利活用の 促進を検討していきます。また、町民に対して環境にやさしい自然エネルギーの あり方や大切さの普及啓発に努めます。

町民・地域の役割





- マイバックや生ごみ処理機、コンポスターなどを利用しごみを減らしましょう。
- 環境保護について関心を持ち、互いに理解を深めましょう。
- 一人ひとりが省エネルギー化に努めましょう。

		現状値	目標指標		
指標名	単位	平成 23 年度	5年後 平成29年度	10 年後 平成34年度	
一人一日当たりごみ排出量の減少	g	1, 124	1, 034	944	
ごみのリサイクル率の増加	%	15. 1	17. 5	20.0	
住宅用太陽光発電設備設置補助件数 (累 計) の増加	件	15	45	70	

第3節 上下水道と温泉の整備

目指す方向

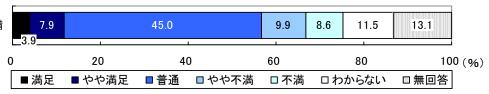
良質な水の安定的な供給と生活排水の適切な処理を進め、快適な居住環境の確保を目指します。

現状と課題

- 水道は、生活環境の向上と健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできない重要な社会基盤であり、生活排水の処理は衛生的な生活環境を確保するとともに、美しい自然環境を保全する上でも重要な役割を果たしています。
- 松崎町の水道は、上水道と3つの簡易水道、飲料水供給施設で運営していますが、近年使用量は減少傾向にある中、運営の健全化や老朽化した施設などの計画的な整備が求められています。
- 生活排水については、主に合併処理浄化槽の設置により対策を講じていますが、 合併処理浄化槽への補助申請は減少傾向にあり、一層の設置促進が必要となって います。
- 温泉施設については、経済不況の影響などから利用の休止が増加傾向となって おり、温泉資源の未活用分の利用促進が課題となっています。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

上下水道と温泉の整備



(1) 水資源の有効活用

老朽化した施設・設備・管路の計画的な改良整備を行い、水資源の有効活用と 安定した給水体制を確立します。また、中央監視設備を導入し、集中管理することで、管理体制の充実と効率化を図ります。

(2) 下水排水処理の推進

合併処理浄化槽の設置の促進や設置の補助制度について周知を行うとともに、 浄化槽の年1回の法定検査*を受けるよう啓発します。また、下水排水及び浄化 槽汚泥の衛生的処理のため、集落排水処理施設や西豆衛生プラントの効率的な運 営管理を行います。

(3) 温泉資源の有効活用

老朽化した施設・設備の改良整備を進めるとともに、豊富な湯量を生かすため に給湯範囲の拡張を検討し、温泉加入の促進と資源の有効活用を図ります。

町民・地域の役割



- 節水を意識して水を大切に使いましょう。
- 汲取り便槽や単独処理浄化槽を設置している世帯は、合併処理浄化槽への転換を考えましょう。

目標指標

目標指標 現状値 指標名 単位 5年後 10 年後 平成23年度 平成29年度平成34年度 水道有収率の増加 85. 1 87.0 % 86.0 25.9 31.0 水道管路耐震化率の増加 % 28.0 合併処理浄化槽設置補助基数(累計)の増加 基 497 665 805

^{*}法定検査:ここでは浄化槽法第 11 条の定期検査のことで、浄化槽の維持管理が基準に従って適切に 行われ、初期の機能が確保されているか否かを検査するもの。

第4節 道路・交通網の整備

目指す方向

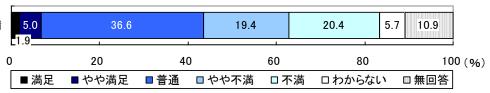
快適で安全な道路網や公共交通網が形成され、誰もが安心して移動できる 環境を目指します。

現状と課題

- 道路は、経済の発展や生活の向上をもたらすとともに、大規模災害時の支援物資の輸送経路など様々な機能を有しており、大切な都市基盤の一つです。また、バスは通勤や通学等の生活交通や観光客の交通手段として活用されるとともに、環境負荷の軽減の面からも重要性は高まっています。
- 町道については必要に応じた整備により舗装率は微増していますが、国道や県 道については国や県への改良工事の要望を行っているものの、道路整備予算の確 保が難しくなっている状況です。また、長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の長寿 命化を進めています。
- 海上交通については、燃料価格の高騰などにより、新たな誘致が厳しい状況となっています。
- 公共交通については、路線バス4路線での運行を行っていますが、人口減少が 進む中、乗車人数が減少傾向にあります。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

道路・交通網の整備



(1) 道路・橋梁の整備

地区の要望に基づき町道の整備を進めていくとともに、伊豆縦貫自動車道や国道 136 号、県道下田松崎線などの国道・県道については、継続した改善要望活動を国や県に対し実施します。また、長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の長寿命化を図るとともに、耐震補強を進めます。

(2) 海路の整備

新港湾の利活用も踏まえ、海路の整備や新規航路の確保などを、近隣市町と連携し要望します。

(3) 公共交通の充実

町民の交通の利便性を確保するため、バス運行事業者と協力して路線やダイヤの変更等を行い、利用者のニーズに合った路線バスの運行を維持し、公共交通の充実を図ります。

町民・地域の役割



- 道路の清掃や除草など、維持管理に協力しましょう。
- 公共交通機関である路線バスを積極的に利用しましょう。

		現状値	目標指標		
指標名	単位	平成 23 年度	5年後	10 年後	
		1 1% 20 1 1%	平成29年度	平成34年度	
町道橋梁の耐震化の整備	橋	0	5	10	
橋梁の長寿命化修繕の推進	橋	1	10	20	
自主運行バス路線数の維持	路線	4	4	4	

第5節 情報・通信基盤の整備

目指す方向

高速で効率的なサービスの提供や情報発信が行われ、誰もが情報を共有・ 活用できるシステムの構築を目指します。

現状と課題

- 携帯電話やインターネットなどの情報・通信手段は、普及状況や個々の習熟度 の違いなどによる情報格差、個人情報保護の徹底などの課題がありますが、生活 の利便性や産業の生産性の向上に結びつき、近年めまぐるしく進化しています。
- 松崎町ホームページは「今日の松崎」の毎日更新など積極的な情報発信を行っていますが、アクセス数は横ばいとなっています。また、携帯電話メール講習を開催していますが参加者が少なく、ニーズに合致した形での情報通信メディアの活用方法を広めていく必要があります。
- 庁内の情報管理システムについては、パソコンや庁内LAN*の整備とともに、 情報漏えい対策などのセキュリティ対策が講じられています。松崎町全体の情報 ネットワークとしては、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングシステム*については導入しておらず、今後活用に向けた検討が必要です。
- 情報通信基盤として光ファイバーの導入については、人口減少や高齢化が進行している中、商用サービスとしての提供が難しい状況です。
- ■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

情報・通信基盤の整備

 2.7
 41.5
 12.6
 12.3
 18.0
 12.6

 0
 20
 40
 60
 80
 100 (%)

 ■満足
 ●やや満足
 ●普通
 □やや不満
 □不満
 □わからない
 □無回答

^{**}庁内 LAN: 役場庁舎内に整備された LAN (Local Area Network) 全体のことで、通常、職員が使うパソコンや税務・財務システムなどが接続している。LANとは、一施設内の規模で用いられるコンピューターネットワークのこと。

^{*}ソーシャルネットワーキングサービス: 社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。SNS(Social Networking Service)と略される。

(1)情報通信メディアの普及促進

松崎町ホームページについては、閲覧者のニーズにあった積極的な情報提供を 行います。また、高齢者など情報通信メディアに親しみのない方に向けた講習を 実施し、情報通信メディアの普及を促進します。

(2)情報ネットワークシステムの充実

庁内の情報資産の洗い出しを行い情報漏えい対策などのセキュリティ対策や、 規則の整備などを実施します。また、ソーシャルネットワーキングサービスについては、社会動向を見ながら、災害時の情報発信手段としてなど町民のニーズに合わせて活用を検討します。

(3)情報通信基盤の整備促進

光ファイバーを公設する場合の費用調達手段の調査・検討や、民間事業者への 商用サービス提供を働きかけるなど、情報通信基盤が整備できるよう促進します。

町民・地域の役割



- 情報通信メディアの適切な利用方法を知りましょう。
- 必要に応じて情報通信メディアを活用しましょう。

		現状値	目標	指標
指標名	単位	平成 23 年度	5年後 平成29年度	10 年後
			十八 23 十尺	十八 04 十尺
町ホームページアクセス数の増加	件/年	215, 232	250, 000	270, 000



第5章 未来を担う人材を育むまちづくり

第1節 生涯学習の充実

目指す方向

町民一人ひとりの年代や生活スタイルに応じて、生涯にわたって学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されることを目指します。

現状と課題

- 社会環境の変化がめまぐるしい現代において、生涯にわたり学び続けられる生涯学習へのニーズは、定年を迎え職場から地域に新たな活躍の場を求める団塊の世代などを始めとした世代で、近年増加・多様化しています。
- 生涯学習講座数は増加していますが、参加者は高齢者に偏りがあるため、若年、 壮年層の参加促進が課題となっています。
- 図書館を始めとした社会教育施設の維持管理を行っており、図書館の利用者数 や本の貸し出し数は微増となっています。



■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)



(1) 生涯学習活動の促進

魅力ある生涯学習講座を実施し、若年、壮年層の参加を促していくほか、自主活動グループの養成や支援に取り組み、生涯学習活動を促進します。

(2) 社会教育施設の充実

図書館を始めとした社会教育施設の保守点検や省エネルギー化を行い、有効で、快適な社会教育施設の充実を図ります。

町民・地域の役割



- ライフステージやライフスタイルに応じた学習活動を生涯にわたって行い、学習成果をまちづくりや社会貢献に役立てましょう。
- 図書館などの社会教育施設を活用しましょう。

		現状値	目標指標		
指標名	単位	平成 23 年度	5 年後	10 年後	
			平成29年度	平成34年度	
生涯学習講座開設数の増加	講座	6	7	8	
町民一人当たりの貸出冊数の増加	冊/年	4. 25	4. 5	5. 0	



第2節 幼児教育の充実

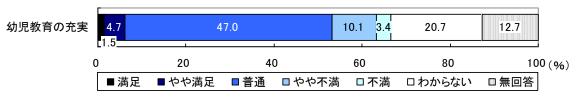
目指す方向

幼児が、家庭を基本とし、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、心身と もに健康に育つことを目指します。

現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、情緒面、知的面での発達や社会性を身につける重要な成長段階です。その中で、家族とのふれ合いを通じて「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する家庭教育は、全ての教育の基盤となるものです。
- 家庭教育力の向上のため、幼稚園では子育て講演会を実施しています。小学校では、学校とPTAとの共同による子育て講座や、小学校1年時に親学講座などを実施しています。
- 子育て支援機能向上のため、幼稚園を統合する必要があります。また、幼稚園を会場とした運動会やバザーなどを未就園児やその保護者を対象として実施していますが、更なる子育て支援策を講じていく必要があります。
- 現在、待機児童はいませんが、保育を委託している民間保育園の老朽化が進んでいるため、建替えが必要となっています。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)



(1) 家庭教育支援の充実

保護者からの相談に随時対応するほか、幼稚園行事として講演会を実施し、家庭教育支援を充実します。

(2) 子育て支援活動の充実

各幼稚園において、子育て支援施設としての機能向上を目指すとともに、人数 の偏りの解消に向けて、幼稚園を統合します。

(3) 保育環境の整備

安全・安心な保育環境を確保するため、保育園の建替えや移転について検討します。

町民・地域の役割



- 地域活動や幼稚園活動に積極的に参加しましょう。
- 子どもを地域全体で育てる意識を持ち、地域の子育て支援活動に積極的に参加しましょう。



第3節 学校教育の充実

目指す方向

家庭と学校と地域が連携し、生きる力が身につき、郷土に根づいた子ども たちが育つことを目指します。

現状と課題

- 子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、自ら学び、考え、判断し、行動できる「生きる力」を育み、家庭と学校と地域が連携して子どもを育むことが重要となっています。
- 学校においては、外国語教育や情報教育などの時代の要請に応じた教育を進めるほか、地域との連携により郷土に根づく子どもの育成を図っています。
- 児童生徒の心のケアを図るため、カウンセラーを配置していますが、いじめや 悩みなどに早急に対応できる体制の強化が必要です。
- 教育環境の向上に向け、小中学校の施設整備などを行っています。



■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

学校教育の充実 7.0 45.0 10.4 5.1 18.1 13.1 13.1 0 20 40 60 80 100(%) ■満足 ■やや満足 ■普通 □やや不満 □不満 □わからない □無回答

(1)地域と連携した教育内容の充実

外国語教育についてはALT(外国語指導助手)を配置し小学校から外国語に接する機会を増やします。情報教育については電子黒板の活用やソフトの補充により効果的に行います。また、学校地域支援本部*を設置し、ゲストティーチャー*や職場体験などを通じて、地域とともに郷土に根づいた子どもの育成を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

小学校における支援教諭の松崎町単独設置を行うとともに、巡回相談員による学校へのアドバイスや保護者への指導について対応します。

(3)教育環境の整備

学校施設に不備が出た場合は随時対応していくとともに、安全・安心な給食の 提供に向け、配食効率や災害予防などの観点も踏まえた給食施設の整備を検討し ます。

町民・地域の役割



- 学校行事や地域の行事等に参加し、家庭・学校・地域の連携を深めましょう。
- ゲストティーチャーや職場体験などの機会には協力しましょう。



^{*}学校地域支援本部:家庭・学校・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とした取り組み。

^{*}ゲストティーチャー:事前に登録された町民が、特技を生かして小中学校の依頼に対し、ボランティア講師として活躍する制度。

第4節 青少年教育の充実

目指す方向

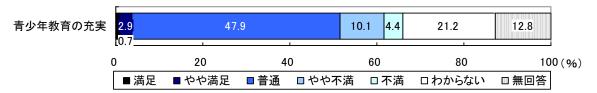
3つの実践運動が松崎町全体で実行されるなど社会環境が整い、健全な青少年が育つことを目指します。

現状と課題

- 少子化や核家族化により家族構成が変化する中、情報化の進行や携帯電話、インターネットなどのメディアへの対応が必要となっており、青少年を取り巻く環境は変化しています。
- 「あいさつ・返事・あとしまつ」の3つの実践運動などを通じて、青少年が健全に育つ環境づくりを実施しており、児童生徒のあいさつは活性化しましたが、一般に向けても広めていく必要があります。
- 青少年の仲間づくりとして、青少年活動団体への支援を行っていますが、少子 化の影響から、参加者やリーダーが少ない状況となっています。



■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)



(1)地域環境づくりの促進

3つの実践運動を引き続き一般町民も含めて普及し、地域環境づくりを促進します。また、非行防止キャンペーンや立ち入り調査を実施するほか、薬物や有害サイトへの対応に関する講座の実施などにより、青少年の健全育成を進めます。

(2) 青少年活動の促進

青少年活動団体への支援や健全育成講演会を実施し、青少年活動を促進します。 また、リーダー養成に向けた研修会の周知などを行います。

町民・地域の役割



- 3つの実践運動を一人ひとりが実践しましょう。
- 地域の子どもは地域で守り育てる意識を持ちましょう。
- 青少年を取り巻く環境の浄化に努めましょう。

		現状値	目標	指標
指標名	単位	平成 23 年度	5年後	10 年後
			平成29年度	平成34年度
青少年団体数の維持	団体	7	7	7



第5節 文化活動の推進

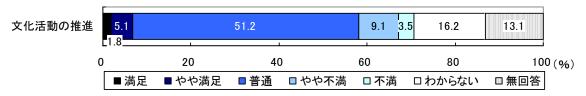
目指す方向

町民一人ひとりが豊かな芸術文化に触れながら生活し、意欲的に芸術文化活動を展開することで、新たな地域文化の育成を目指します。

現状と課題

- ゆとりや潤いなどの心の豊かさが重視される社会傾向が強くなる中、精神的な充足感をもたらす芸術文化活動への関心や参加意欲が一層高まってきています。
- 芸術文化団体の活動者は高齢化が進んでいますが、絵画やデジタルカメラなどの講座を設けたことにより、新たな若い層の参加も進んできています。
- 1年の成果を発表する場として芸術祭、芸能部門発表会を開催しており、たく さんの方々の参加が見られますが、参加者の固定化もあり、より広い層への働き かけが必要です。
- 文化施設として図書館の蔵書は30,000冊を超え、蔵書数も年々増加しており、 今後も文化環境の充実が求められています。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)



(1)芸術文化活動の推進

文化協会と連携し、若い世代から高齢者まで様々な年代のニーズに応え、時代 に合った講座を実施します。また、芸術文化団体の活動内容の広報や育成支援を 行い、芸術文化活動を推進します。

(2) 文化イベントの充実

文化協会と連携し、芸術祭・芸能発表会などの文化イベントを、個人や団体の成果発表の場として実施します。

(3) 文化施設の充実

新刊本の入庫など町民ニーズも反映しながら、図書館の蔵書の更新により、文化施設の充実を図ります。

町民・地域の役割



- 主体的に芸術文化活動に参加するとともに、仲間づくりや情報発信を行いましょう。
- イベントなどに参加し、芸術文化について理解を深めましょう。

		現状値	目標指標		
指標名	単位	平成 23 年度	5年後	10 年後	
		1 /2 = 0 1/2	平成29年度	平成34年度	
文化協会加盟団体数の増加	団体	15	16	17	
図書館の蔵書数の維持	m	32, 000	32, 000	32, 000	



第6節 文化財の保護と活用

目指す方向

松崎町の誇りである伝統や文化財の重要性が認識され、町民の手で大切に守られ、後世に伝わることを目指します。

現状と課題

- 社会の成熟化に伴い、近年、国民の伝統文化や文化財に対する認識や関心が高まっています。
- 指定文化財については所有者管理のもと保護や保存が図られていますが、地域の伝統芸能や伝統行事は後継者不足により保存が難しくなってきているところもあります。
- 重文岩科学校は入館施設として公開しており、多くの見学者が訪れています。



■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

6.1 2.6 文化財の保護と活用 9.9 50.9 15.0 13.3 100 (%) 20 60 80 ■やや満足 □わからない ■ 満足 ■普通 ■やや不満 □不満

(1) 文化財の保護・保存

指定文化財については保護・保存を継続するとともに、文化財を学ぶ文学教養 講座の実施により、広く文化財保護思想を普及します。また、伝統芸能について は、文化財指定も視野にいれた保存を検討します。

(2) 文化財の活用

重文岩科学校は保存と公開のバランスを取りながら、観光に結びつくよう活用 していくとともに、そのほかの文化財についても活用を検討します。

町民・地域の役割



- 松崎町の文化財を知りましょう。
- 文化財保護・保存の意識を持ち、次の世代へ伝えていきましょう。



第7節 スポーツ・レクリエーションの振興

目指す方向

子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に 参加し、自己実現と健康増進が図られることを目指します。

現状と課題

- 近年、スポーツ・レクリエーション活動を通じた介護予防や健康づくりに加え、 仲間づくりや生きがいづくりなど多様な観点から、スポーツ活動は重要な役割を 担っています。
- スポーツ講演会を開催し、町民のスポーツ・レクリエーション参加意識の高揚を図っています。高齢化に伴うスポーツ団体の減少に加え、リーダーとなる人の人材不足が課題となっています。
- 体育協会や総合型地域スポーツクラブへの支援などを行っていますが、スポーツ・レクリエーション活動を行う団体やスポーツに取り組む町民が減少してきています。
- 勤労者体育センターを始めとした社会体育施設の維持改修を行っていますが、 近年利用者数は減少傾向にあります。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

スポーツ・レクリエーション 52.0 8.6 4.8 16.5 12.8 の振興 20 60 100 (%) ■ 満足 ■ やや満足 ■普通 □やや不満 □わからない □ 不満 □無回答

(1) スポーツ・レクリエーション参加意識の高揚

スポーツ講演会のテーマの充実や開催数を増やし、スポーツ・レクリエーション参加意識の高揚を図ります。また、スポーツ推進委員の研修の実施などにより、 リーダーや指導者の育成を行います。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実

体育協会や総合型地域スポーツクラブウェルネスまつざきなどのスポーツ団体への支援を行い、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、高齢者向けにはグラウンドゴルフなどのレクリエーション活動、若い年代向けには食や健康とタイアップした取り組みなど、対象に応じた支援を充実します。

(3) スポーツ施設の充実

勤労者体育センター、海洋センター、総合グラウンド、テニスコートなどの社会体育施設の維持改修を行い、スポーツ施設の充実を図ります。また、松崎町内外の利用者が増えるよう、利便性の向上に取り組みます。

町民・地域の役割



- 健康づくりのために、積極的にスポーツ・レクリエーション活動に 参加しましょう
- 地域全体でスポーツ・レクリエーションを盛り上げていきましょう。

	単位	現状値	目標指標		
指標名		平成 23 年度	5年後	10 年後	
			平成29年度	平成34年度	
海洋センター利用者数の維持	人	20, 000	20, 000	20, 000	
テニスコート利用件数の増加	件	990	1, 000	1, 000	

第6章 多様な主体により協働で進める まちづくり

第1節 町民と行政の協働の促進

目指す方向

町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域が一体となった協働でのまちづくりを目指します。

現状と課題

- 地域主権の推進により地方自治体の役割は拡大しており、一層、町民・事業者・ 行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら対等な関係で協力し合う、協働のま ちづくりが重要となっています。
- 広報紙の発行などにより町民への情報提供を行っていますが、平成23年町民 意識調査では約半数が十分ではないと回答しており、一層の情報提供の充実が求 められます。
- 住民参画の機会として、花の日一斉清掃や花いっぱい運動を通した活動を促進していますが、活動者や参加団体が減少傾向にあります。
- 少子高齢化や後継者不足により、まちづくりの中心を担ってきた町民、コミュニティの力が弱体化してきています。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

町民と行政の協働の促進



(1)情報提供の充実

広報紙やお知らせ版、同報無線、ホームページなど多様な媒体により、町民に 対する情報提供を充実します。

(2) 住民参画の促進

花の日一斉清掃や花壇コンクールなどの花いっぱい運動への参加に向けた意識 啓発を行い、住民参画を促進します。また、コミュニティ活動補償費や施設整備 補助を行い、地区コミュニティ組織を支援します。

(3) コミュニティの再構築

豊かな自然資源や景観、伝統的な建造物など素晴らしい地域資源に、自ら誇りを持ち、町民が主体となって資源を守り活用していくため、まちづくり委員会を組織し、町民と行政が一体となった新たなまちづくりを進めます。

町民・地域の役割



- 広報まつざきや松崎町ホームページなどから情報を収集しましょう。
- 町民一人ひとりがまちづくりに積極的に参画しましょう。
- 地域全体で行政と協働しまちづくりに取り組んでいきましょう。

	単位	現状値	目標指標		
指標名		平成 23 年度	5年後 平成29年度	10 年後 平成 3/1 年度	
			一次 23 十尺	TIX UT 干皮	
花壇コンクールへの応募数の増加	個人·団体	25	27	30	



第2節 広域行政の推進

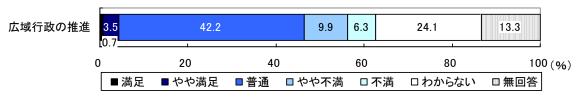
目指す方向

町民の生活圏の拡大に対応し、他文化との交流も含めた、広域行政の推進を目指します。

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化が進む中、日常生活圏の拡大、価値観や生活スタイルの 変化などに伴い、近隣自治体との連携による広域的な行政サービスへの取り組み が重要となっています。
- 広域消防組合、衛生プラント組合など、近隣市町との広域的事務事業を展開していますが、南伊豆広域市町村圏域協議会や伊豆中南部半島振興協議会は解散しており、伊豆半島内での新たな広域連携体制が求められています。
- 北海道帯広市との姉妹都市交流や長野県松本市安曇地区との地域交流など、長年にわたって相互訪問などの交流を続けています。
- 平成21年の富士山静岡空港の開港に伴い、中国や韓国、台湾など海外からの 来訪者が増えており、今後国際的視野での受け入れ態勢を整えていく必要があり ます。

■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)



(1) 広域連携の推進

今後、広域ごみ処理施設整備や斎場建設など新たな事務事業の組合化を含め、 各種広域的事務事業を近隣市町と連携し進めます。また、伊豆半島ジオパーク推 進協議会など、伊豆半島内の市町間での広域的連携を進めます。

(2) 姉妹都市交流の促進

今まで交流を深めてきた実績を踏まえ、児童生徒の派遣や歴史・文化・経済を 含めた幅広い相互交流を通して地域の活性化につなげるとともに、視野の広い人 材の育成に努めます。

(3) 国際的視野での交流促進

学校での外国語指導助手による国際理解教育を始め、一般に向けても国際的視野での交流を促進します。また、観光パンフレットや案内看板などに外国語標記を取り入れ、海外からの来訪者の受け入れ態勢を整備します。

町民・地域の役割



- 姉妹都市関連の事業に積極的に参加し、交流を深めましょう。
- 国際的視野の認識を高め、進んで国際交流活動に参加しましょう。



第3節 計画的な行財政運営

目指す方向

町民生活に最も身近な行政機関として質の高い町民サービスが提供され、 歳入・歳出のバランスが取れた健全な財政運営が図られることを目指します。

現状と課題

- 地域主権の進展により、地方自治体には、自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・執行し、その結果について責任を負う、自立した行政運営の必要性が高まっています。
- 窓口でのあいさつを積極的に行っているほか、町民サービスとして、戸籍の電算化、旅券申請・交付を開始するなど、より利便性を高めています。
- 職員研修や人事考課制度などにより、職員の資質向上に努めていますが、制度の理解浸透による意識改革が必要となっています。
- 集中改革プランにより、職員削減や事務事業の見直しなどを行い、経常経費削減は一定の成果が出ていますが、景気が低迷する中、自主財源の拡充はできていない状況です。



■施策への満足度(平成23年 町民意識調査)

計画的な行財政運営

3.5	38.2		12.4	9.8	22.8	13.0
0	20	40)	60	80	100 (%)
■満足	■ やや満足	■普通	□やや不満	□不満	口わからない	□無回答

(1) 町民サービスの充実

窓口でのあいさつや電話対応などを明るく親切に行うほか、総合窓口機能や相 談機能を充実し、町民とのコミュニケーションを大切にします。また、住民基本 台帳ネットワークシステムなどを有効活用し、町民サービスの充実を図ります。

(2)職員の資質向上

市町職員広域研修をはじめとする県市町合同研修に加え、外部講師を招いた独自研修や、専門知識取得のための研修などを行うほか、人事考課制度の活用も含めて、職員の意識改革と資質向上を行います。また、行政運営を経営的な視点で取り組み、町民の満足度の高いまちづくりを進めていきます。

(3) 健全な財政運営

経常経費の節減を行うとともに、町税や使用料・手数料などによる自主財源の確保に取り組み、健全な財政運営を推進します。また、財政状況については、財政健全化指標や決算などを、用語解説を含め分かりやすい形で公表します。

町民・地域の役割



- 窓口サービスでの職員の資質・対応をチェックしましょう。
- 町の財政や行政改革について関心を持ちましょう。

		現状値	目標指標		
指標名	単位	平成 23 年度	5年後 平成29年度	10 年後 平成34年度	
経常収支比率の改善	%	83. 9	82. 0	80.0	
実質公債費比率の健全性の維持	%	6. 2	7. 0	7. 0	
将来負担比率の健全性の維持	%	11.0	15. 0	15. 0	

資料編

1. 策定経過

白	F	月	F	3		内容
平成 23	3 年	. 7	月	1	日	第1回総合計画策定庁内会議(計画策定の取り組み・町民意識調査の内容検討)
		7	月	12	日	第1回総合計画委員会(計画の策定概要・町民意識調査案決定)
		8	月	4	日	町民意識調査実施(18 歳以上の町民対象) 1,500 件発送、有効回収件数 685 件、有効回収率 45.7%
		8	月	18	日	第1回各課ヒアリング(現行計画評価) 第1回職員ワークショップ(参加者 17 名)
		8	月	19	日	第2回各課ヒアリング(現行計画評価)
		8	月	24	日	第1回各種団体ヒアリング(漁業協同組合、老人会、農業振興会) 第2回職員ワークショップ(参加者 15 人)
		9	月	8	П	第2回各種団体ヒアリング(観光協会、商工会、社会福祉協議会) 第3回職員ワークショップ(参加者 17 人)
		12	月	2	日	第2回総合計画策定庁内会議(現行計画の評価・町民意識調査の結果報告)
		12	月	26	日	第2回総合計画委員会(現行計画の評価・町民意識調査の結果報告)
平成 24	年	. 1	月	25	П	第3回総合計画策定庁内会議(職員ワークショップ・各種団体ヒアリング報告) トップインタビュー(町長へのまちづくりに対する考え方の聞き取り)
		2	月	21	日	定例区長会(町民意識調査の結果報告)
		2	月	28	日	第3回総合計画委員会(職員ワークショップ・各種団体ヒアリング報告)
		5	月	2	日	第4回総合計画策定庁内会議(基本構想案検討)
		5	月	30	日	第5回総合計画策定庁内会議(基本構想案検討)
		6	月	27	日	第5次総合計画の策定について(諮問)
		7	月	10	日	第4回総合計画委員会(基本構想案検討)
		8	月	14	日	第6回総合計画策定庁内会議(基本構想・重点プロジェクト・基本計画案検討)
		8	月	30	日	議会全員協議会(基本構想案について)
		10	月	11	日	第7回総合計画策定庁内会議(基本計画案検討)
		11	月	12	日	第5回総合計画委員会(基本構想案・基本計画案検討)
		11	月	14	日	定例区長会(総合計画案の報告)
		11	月	15	日	パブリックコメント実施(~11 月 30 日まで)
		11	月	22	日	地区説明会(松崎地区 参加者 30 名)
		11	月	26	日	地区説明会(中川地区 参加者 16 名)
		11	月	27	日	地区説明会(岩科地区 参加者 22 名)
		11	月	29	日	地区説明会(三浦地区 参加者 38 名)
		12	月	4	日	第6回総合計画委員会(基本計画案・答申案検討)
		12	月	20	日	第7回総合計画委員会(基本構想案・基本計画案・答申の決定)
		12	月	25	日	第5次総合計画について(答申)
平成 25	年	1	月	16	日	議会勉強会(基本計画案について)
		1	月	25	日	臨時議会(総合計画基本構想について議決)

2. 松崎町総合計画委員会条例及び名簿

(1) 松崎町総合計画委員会条例

昭和 56 年 3 月 25 日 条例第 13 号

(設置)

第1条 松崎町の総合計画的な行政運営のための基本構想に関し調査審議するとともに快適な生活環境の確保を図るためのコミュニティ計画の推進、及び表彰に関する審査をするため、松崎町総合計画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に関する調査、町長に対する意見の具申、並びに 町長から諮問のあった場合の答申に関し、次の事項を行う。
 - (1) 松崎町総合開発基本計画に関すること。
 - (2) 松崎町土地利用基本計画に関すること。
 - (3) 松崎町都市計画に関すること。
 - (4) 環境保全地区に関すること。
 - (5) 松崎町農村総合整備計画の策定及び推進に関すること。
 - (6) 表彰に該当する者の審査に関すること。
 - (7) 松崎町コミュニティ計画に関すること。
 - (8) 前各号に関する関係行政機関並びに関係団体との連絡調整
 - (9) その他目的達成に必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、松崎町議会議員、知識経験者及び各種団体等の代表のうちから町 長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長、副委員長各1名を置く。
- 2 委員長、副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開き審議を行うことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画観光課において処理する。

(補則)

第7条 この条例で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、 町長が別に定める。

附則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成5年12月17日条例第18号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 松崎町農村総合整備推進委員会設置条例(昭和53年松崎町条例第29号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 3 月 26 日条例第 2 号) この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17年3月23日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
 - (松崎町コミュニティ計画委員会設置条例の廃止)
- 2 松崎町コミュニティ計画委員会設置条例(昭和55年松崎町条例第17号) は廃止する。

(2) 松崎町総合計画委員会委員名簿

No.	役職名等	氏 名	備考
1	議会議員	稲葉 昭宏	
2	商工会長	高橋孝一	
3	観光協会長	齋 藤 省 一	
4	松崎地区代表区長	玉 井 辰 男	
5	中川地区代表区長	石 田 道 男	
6	岩科地区代表区長	斉藤 貞一郎	
7	三浦地区代表区長	高橋洋一	委員長
8	教育委員代表	渡 辺 昌 平	
9	社会福祉協議会長	青森 千枝美	副委員長
10	さんさん松崎会長	佐 藤 善 久	
11	知識経験者	土屋 なお子	

平成 24 年 12 月現在

3. 松崎町総合計画策定庁内会議設置規程及び名簿

(1) 松崎町総合計画策定庁内会議設置規程

平成23年松崎町規程第1号

(設置)

第1条 松崎町総合計画の策定を庁内各部局の連絡会議によって推進するため、総合計画策 定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 庁内会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 資料収集及び基礎調査に関すること。
 - (2) 計画素案及び原案策定に関すること。
 - (3) その他、計画素案及び原案策定上、必要と認めるもの

(組織)

第3条 庁内会議は、副町長、教育長及び管理職をもって構成する。

(会長)

- 第4条 会長は、副町長をもって充てる。
- 2 会長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、企画観光課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 松崎町総合計画策定庁内会議委員名簿

No.	役職名等	氏 名	備考
1	副町長	松本忠久	会長
2	教育長	藤 池 清 信	
3	総務課長	金刺英夫	
4	企画観光課長	山 本 公	
5	窓口税務課長	山本 眞一郎	
6	健康福祉課長	石 田 正 志	
7	生活環境課長	斉 藤 昌 幸	
8	産業建設課長	菊 池 三 郎	
9	会計管理者	加藤豪一	
10	教育委員会事務局長	山 本 秀 樹	
11	議会事務局長	馬場順三	
12	企画観光課長補佐	新 田 徳 彦	事務局

4. 諮問及び答申

(1)諮問

松 企 観 第 2 4 3 号 平成 2 4 年 6 月 2 7 日

松崎町総合計画委員会 委員長 高 橋 洋 一 様

松崎町長 齋藤文彦

松崎町第5次総合計画の策定について(諮問)

松崎町第5次総合計画の策定について、貴委員会の意見を求めたく諮問いたします。

記

1 松崎町第5次総合計画

(2) 答申

平成24年12月25日

松崎町長 齋 藤 文 彦 様

松崎町総合計画委員会 委員長 高 橋 洋 一

松崎町第5次総合計画について(答申)

平成24年6月27日付け松企観第243号により諮問のあった松崎町第5次総合計画の策定については、慎重に審議した結果、妥当なものと認め、下記事項を要望して答申します。

記

- 1 本計画の趣旨、内容については、広く町民に周知のうえ、町民の理解と協力を得て、その推進に努めること。
- 2 目標人口の達成に向けて、少子高齢化対策だけにとどまらず、定住対策や各種産業の振興による雇用の創出などさまざまな施策を積極的に行うこと。
- 3 安全・安心なまちづくりに向けて、防災や減災に係るハード・ソフト対策事業は もちろんのこと、地域のニーズを十分に把握し、地域のつながりを強めて緊急時に 助け合える取り組みを積極的に展開すること。
- 4 松崎の自然、文化、歴史などの地域資源に町民が誇りを持ち、それらを大切に守りながら外部にも積極的に情報発信し、さらに新しい価値を生みだせるような取り組みの推進を図ること。
- 5 行政運営を経営的な視点でとらえ、職員の資質の向上を図り、町民の満足度の高いまちづくりを進めること。

松崎町第5次総合計画

平成 25 年 3 月 松 崎 町 静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1 0558-42-1111 (代表)